

和歌山県における 中小企業労働事情

令和2年度和歌山県中小企業労働事情実態調査報告書

令和3年2月

和歌山県中小企業団体中央会

はじめに

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の全国的な流行によって企業収益が大幅に落ち込むなど、戦後最大の危機に見舞われています。

政府は、新型コロナウイルス対策と経済の両立を目指し、「持続化給付金」や「雇用調整助成金」等の各種対策を講じておりますが、終息の見通しが立たず予断を許さない経済状況が続いています。

本会の月例景況調査でも、多くの業種で新型コロナウイルス感染症による影響を不安視する声が多数寄せられています。

また、平成31年4月より順次施行されている働き方改革関連法により、年5日の年次有給休暇の取得義務化に加え、昨年4月からは中小企業においても時間外労働の罰則付き上限規制が適用されるなど、中小企業においても一層の変革が求められています。

このような情勢の下で、本会では県内中小企業の労働実態を的確に把握することにより、適正な中小企業労働対策の確立を目的として、中小企業労働事情実態調査を実施しました。

この報告書が県内中小企業の労働事情の実態把握と今後の労働問題の解決に少しでもご活用頂ければ幸甚です。

本調査を実施するにあたり、ご多忙中にもかかわらずご協力頂きました関係組合並びに調査対象事業所の方々に厚く御礼申し上げますとともに、今後益々のご発展を祈念申し上げます。

令和3年2月

和歌山県中小企業団体中央会
会長 玉置 篤

目 次

I. 調査のあらまし	1
II. 回答事業所の概要	2
1. 回答事業所の業種別内訳	2
2. 回答事業所の従業員規模別内訳	2
3. 回答事業所の常用労働者数	2
4. 従業員の雇用形態	3
III. 調査結果の概要	4
1. 経営状況について	4
2. 従業員の労働時間	12
3. 従業員の有給休暇	17
4. 新規学卒者の採用	19
5. 高年齢者の雇用	22
6. 新型コロナウイルス感染拡大による影響	26
7. 賃金の改定状況	30
8. 労働組合の有無	33
【参考資料】	
◆令和2年度中小企業労働事情実態調査票	35

I. 調査のあらまし

1. 調査目的

この調査は、和歌山県における中小企業の労働事情を的確に把握し、適切な中小企業対策の樹立並びに時宜を得た労働支援方針の策定に資することを目的とする。

2. 調査時点

令和2年7月1日

3. 調査対象

製造業（9業種）	非製造業（5業種）
<ul style="list-style-type: none">●食料品●繊維工業●木材・木製品●印刷・同関連業●窯業・土石製品●化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業●鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業●電気・情報通信・輸送用機械器具製造業●その他の製造業	<ul style="list-style-type: none">●運輸業●建設業<ul style="list-style-type: none">総合工事業職別工事業設備工事業●卸売業●小売業●サービス業<ul style="list-style-type: none">対事業所サービス業対個人サービス業

以上14業種について、従業員数300人以下の中小企業800事業所（製造業362事業所、非製造業438事業所）を無作為に抽出し、調査対象とした。

4. 調査方法

調査対象が所属する組合に調査票を郵送し、当該組合から傘下事業所に調査票を配布し、回答を求めた。

調査票は、全国中小企業団体中央会が作成した統一様式を用いた。

5. 調査内容

- ・経営状況について
- ・従業員の労働時間
- ・従業員の有給休暇
- ・新規学卒者の採用
- ・高年齢者の雇用
- ・新型コロナウイルス感染拡大による影響
- ・賃金改定状況
- ・労働組合の有無

Ⅱ. 回答事業所の概要

1. 回答事業所の業種別内訳

回答のあった事業所の内訳は、図表2-1の通りである。県全体の回収率は39.8%、製造業では40.6%、非製造業では39.0%である。

図表2-1 回答事業所の業種別内訳

	調査数	回答数	回答率
製造業	362	147	40.6%
非製造業	438	171	39.0%
和歌山県	800	318	39.8%

2. 回答事業所の従業員規模別内訳

回答のあった事業所の従業員規模別内訳は、図表2-2の通りで、「1～9人」が47.8%、「10～29人」が28.3%となっており、29人以下の事業所が76.1%を占めている。

図表2-2 回答事業所の従業員規模別内訳

	1～9人	10～29人	30～99人	100～300人	計
製造業	52	44	39	12	147
非製造業	100	46	21	4	171
和歌山県	152	90	60	16	318
比率	47.8%	28.3%	18.9%	5.0%	100.0%

3. 回答事業所の常用労働者数

回答のあった事業所の常用労働者数は、図表2-3の通り7,798人（1事業所当たり平均常用労働者数24.5人）で、その男女比率は、男性71.0%、女性29.0%となっている。

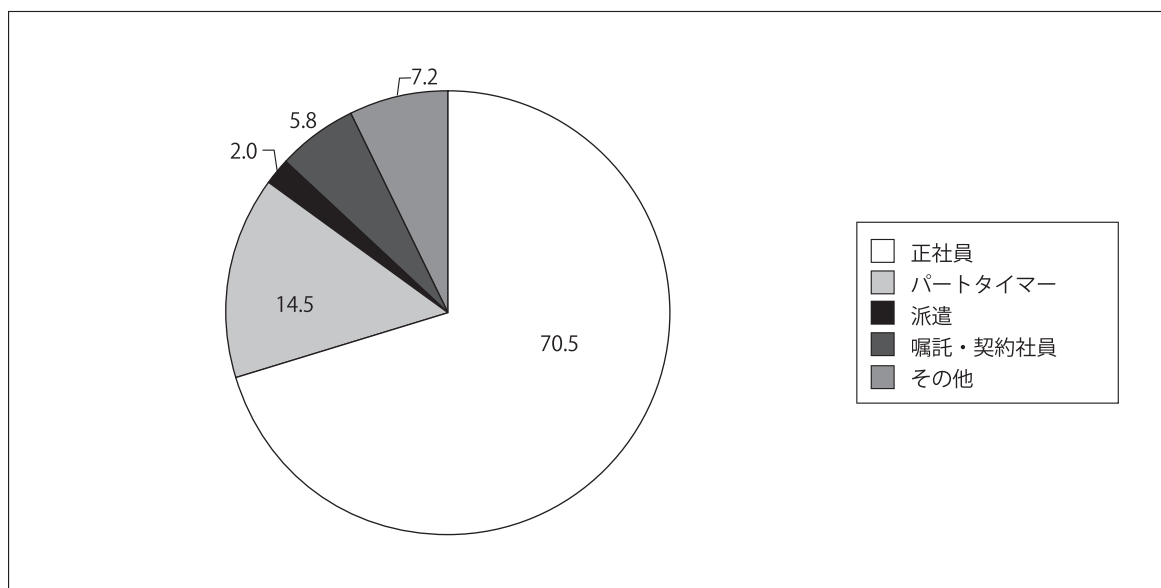
図表 2-3 回答事業所の常用労働者数

	男 性		女 性		計	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
製 造 業	3,595人	71.7%	1,417人	28.3%	5,012人	100.0%
非 製 造 業	1,942人	69.7%	844人	30.3%	2,786人	100.0%
和 歌 山 県	5,537人	71.0%	2,261人	29.0%	7,798人	100.0%

4. 従業員の雇用形態

全労働者に占める「正社員」の比率は70.5%で、「パートタイマー」が14.5%、「派遣」が2.0%、「嘱託・契約社員」が5.8%、「その他」が7.2%となっている。男女別の全労働者に占める正社員の比率は「男性」が81.3%、「女性」が46.6%であり、またパートタイマーの比率は「男性」が6.5%、「女性」が32.2%で圧倒的に女性の比率が高くなっている。

図表 2-4-1 従業員の雇用形態構成 (%)



図表 2-4-2 従業員の雇用形態構成

	正社員		パートタイマー		派 遣		嘱託・契約社員		その他		全 体	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
製 造 業	3,184人 82.7%	816人 48.8%	168人 4.4%	482人 28.8%	70人 1.8%	89人 5.3%	341人 8.9%	77人 4.6%	85人 2.2%	207人 12.4%	3,848人 100%	1,671人 100%
非 製 造 業	1,692人 78.8%	443人 43.0%	223人 10.4%	387人 37.5%	8人 0.4%	1人 0.1%	71人 3.3%	14人 1.4%	152人 7.1%	186人 18.0%	2,146人 100%	1,031人 100%
和 歌 山 県	4,876人 81.3%	1,259人 46.6%	391人 6.5%	869人 32.2%	78人 1.3%	90人 3.3%	412人 6.9%	91人 3.4%	237人 4.0%	393人 14.5%	5,994人 100%	2,702人 100%

Ⅲ．調査結果の概要

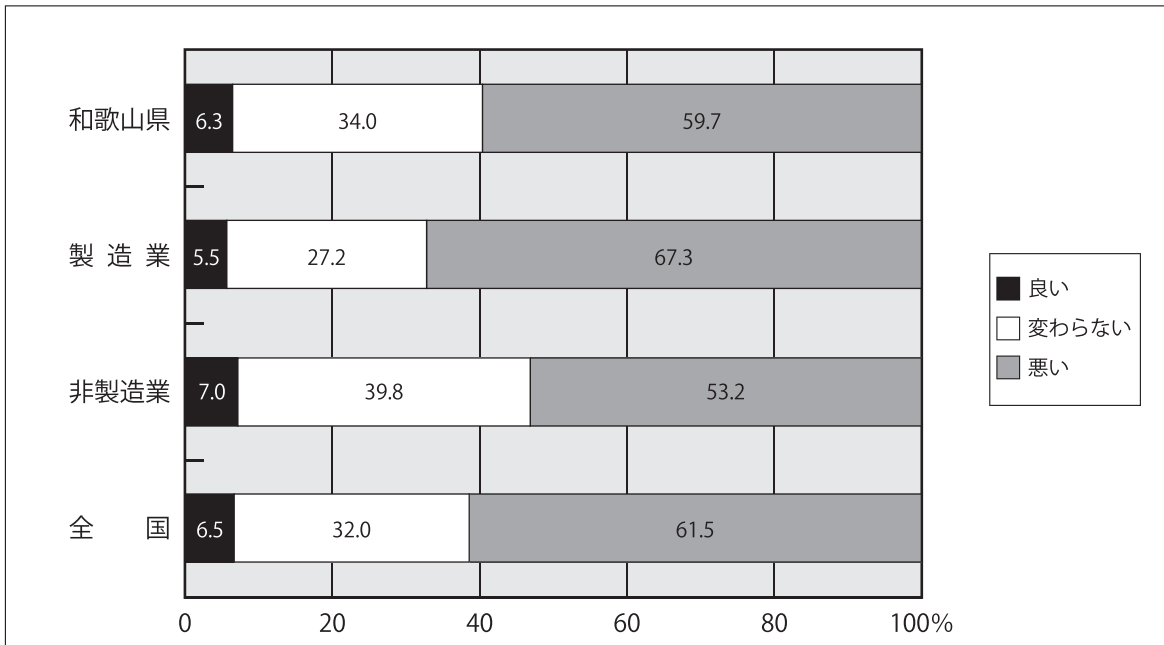
1. 経営状況について

(1) 経営状況の推移

現在の経営状況は、1年前と比べ「悪い」と回答した事業所が最も多く59.7%（昨年24.7%）、次いで「変わらない」が34.0%（昨年60.7%）、「良い」が6.3%（昨年14.6%）で、「悪い」と「変わらない」の合計が93.7%（昨年85.4%）であり、昨年より厳しい経営状況となった。

図表3-1-1 経営状況の推移

(%)

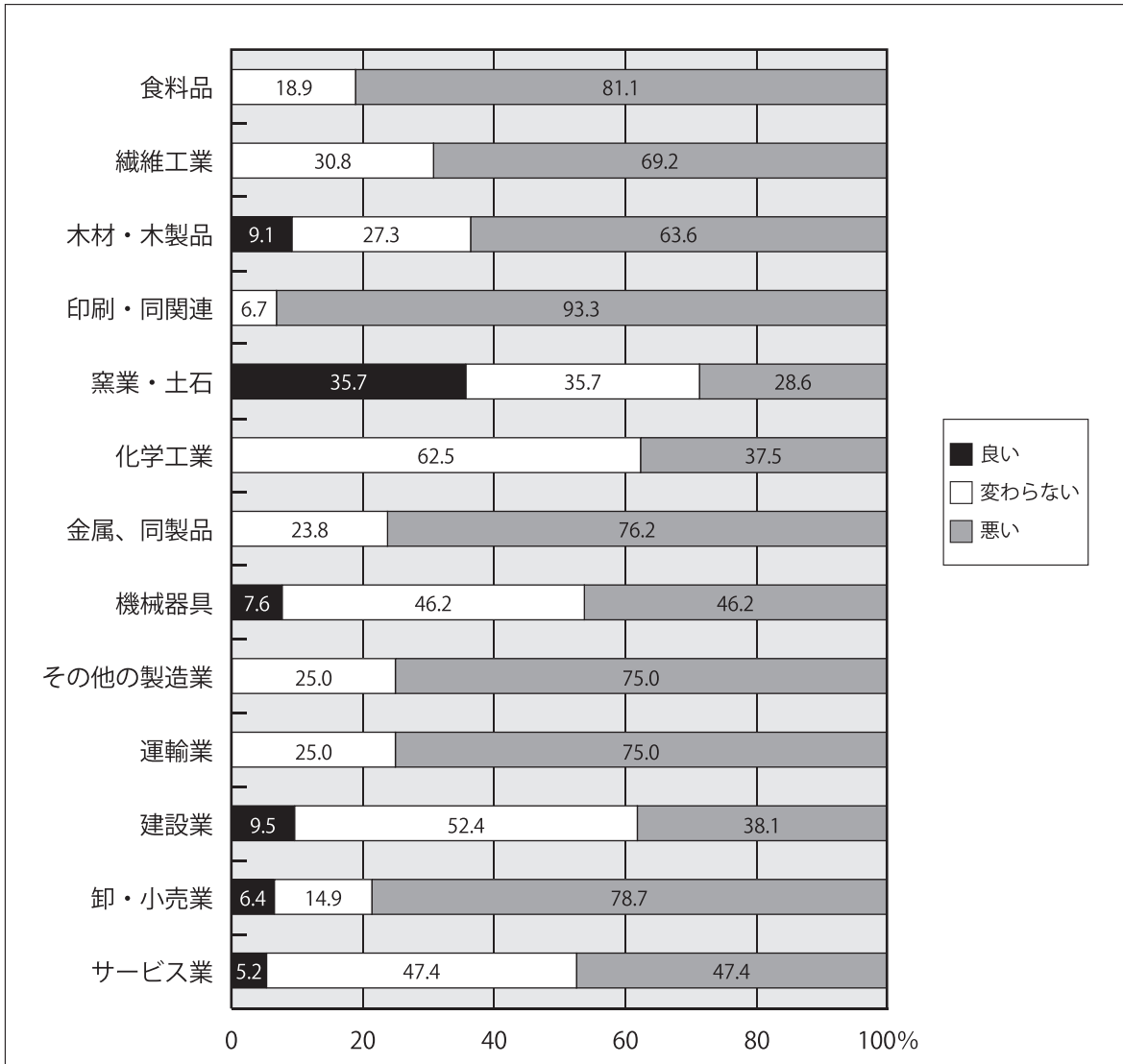


(2) 業種別にみた経営状況の推移

経営状況を業種別にみると「良い」の割合が高い業種は「窯業・土石」の35.7%であった。

一方、「悪い」の割合が高い業種は「印刷・同関連」の93.3%、「食料品」の81.1%であった。

図表3-1-2 業種別にみた経営状況の推移 (%)



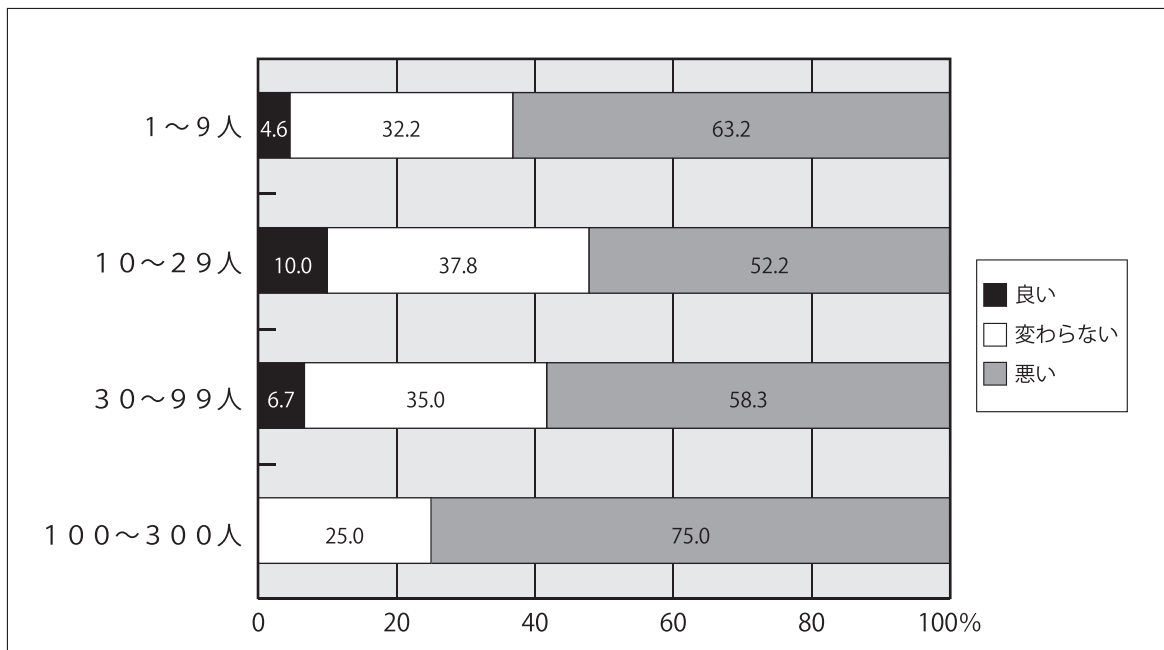
(3) 規模別にみた経営状況の推移

経営状況を従業員規模別にみると、「良い」と回答した事業所が「10～29人」が最も多く10.0%、次いで「30～99人」が6.7%となっている。

一方、「悪い」と回答した事業所は「100～300人」が最も多く75.0%、次いで「1～9人」が63.2%となっている。なお、今回の調査で最も多く回答したのは、どの従業員規模別でも「悪い」となっている。

図表3-1-3 規模別にみた経営状況の推移

(%)

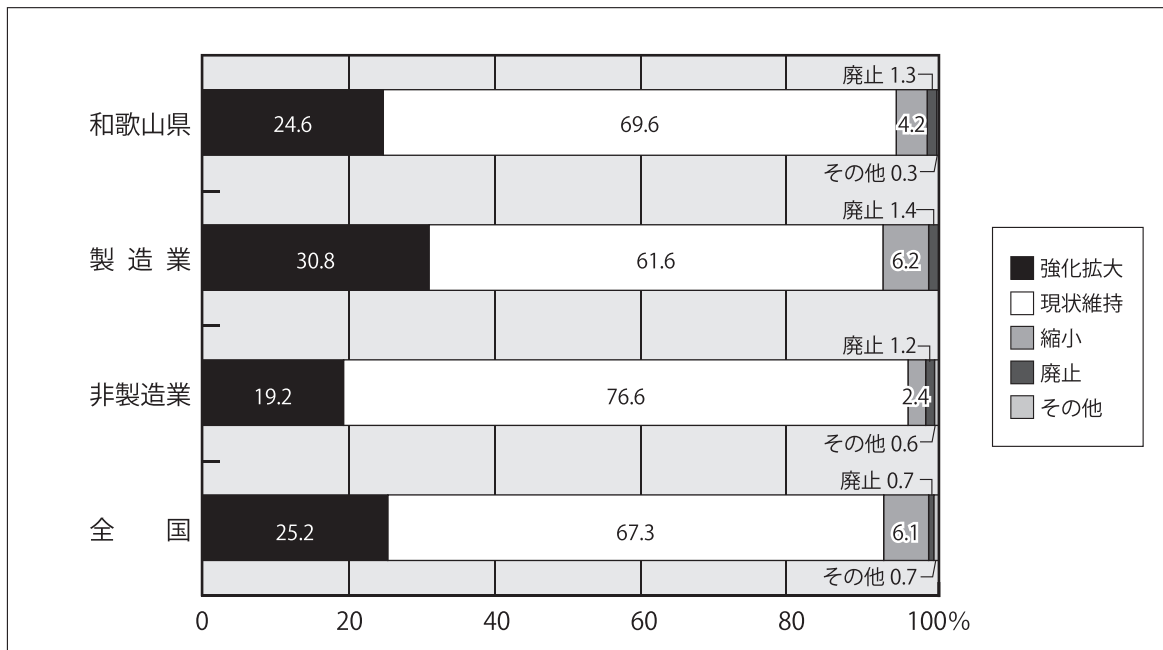


(4) 業種別にみた今後の方針

事業所で現在行っている主要な事業についての今後の方針は、「現状維持」が製造業で61.6%、非製造業で76.6%となっており、次いで「強化拡大」が製造業で30.8%（昨年36.2%）、非製造業で19.2%（昨年26.4%）となっており、昨年度の調査結果より製造業が5.4%の減少、非製造業が7.2%の減少となった。

図表 3-1-4 業種別にみた今後の方針

(%)

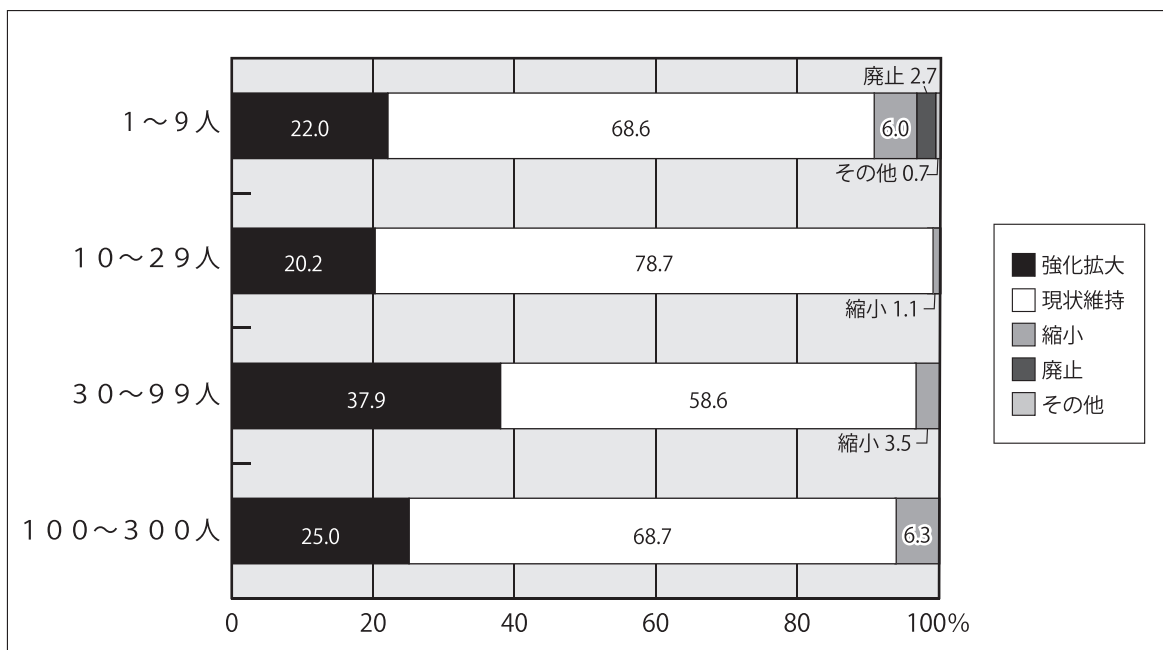


(5) 従業員規模別にみた今後の方針

主要事業の今後の方針について従業員規模別にみると、「強化拡大」と回答した事業所の割合が最も多かったのは「30～99人」で37.9%、次いで「100～300人」で25.0%となっている。

図表 3-1-5 従業員規模別にみた今後の方針

(%)



(6) 経営上の障害

厳しい経済環境の中で企業が抱えている問題点や経営上の障害は、「販売不振・受注の減少」と回答した事業所が最も多く51.6%で、令和元年度は35.2%（2位）で、平成30年度は38.5%（2位）となっておりコロナ禍の影響でより厳しい経営状況であることが窺える。次いで「人材不足（質の不足）」とする事業所が41.0%、「原材料・仕入品の高騰」が23.1%、「労働力不足（量の不足）」が19.2%、「人件費の増大」が17.9%となっている。

図表3-1-6 経営上の障害（複数回答） (%)

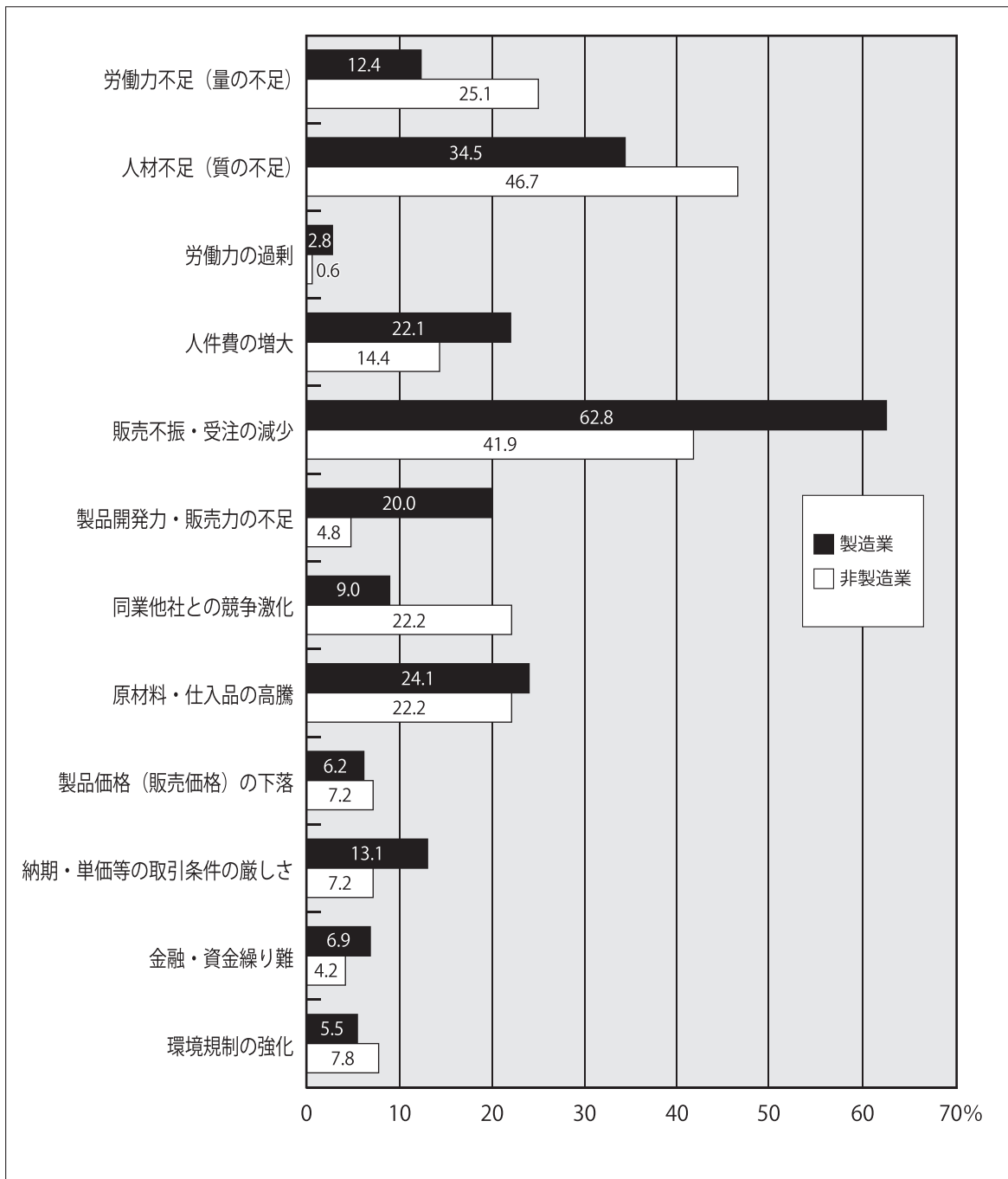
平成30年	人材不足 (質の不足)	販売不振・ 受注の減少	同業他社と の競争激化	原材料・仕 入品の高騰	労働力不足 (量の不足)
	46.1	38.5	33.4	33.1	25.2
令和元年	人材不足 (質の不足)	販売不振・ 受注の減少	労働力不足 (量の不足)	原材料・仕 入品の高騰	人件費の 増大
	49.2	35.2	32.9	32.6	22.1
令和2年	販売不振・ 受注の減少	人材不足 (質の不足)	原材料・仕 入品の高騰	労働力不足 (量の不足)	人件費の 増大
	51.6	41.0	23.1	19.2	17.9

(7) 業種別にみた経営上の障害

経営上の障害を業種別にみると、製造業では「販売不振・受注の減少」が最も多く62.8%、次いで「人材不足（質の不足）」が34.5%、「原材料・仕入品の高騰」が24.1%、「人件費の増大」が22.1%となっている。

非製造業では「人材不足（質の不足）」が最も多く46.7%、次いで「販売不振・受注の減少」が41.9%、「労働力不足（量の不足）」が25.1%、「原材料・仕入品の高騰」及び「同業他社との競争激化」が22.2%となっている。

図表3-1-7 業種別にみた経営上の障害（複数回答） (%)



(8) 経営上の強み

経営上の強みでは、「製品・サービスの独自性」と回答した事業所が最も多く29.5%、次いで「顧客への納品・サービスの速さ」が29.2%、「組織の機動力・柔軟性」が25.9%、「技術力・製品開発力」が24.3%となっている。

図表3-1-8 経営上の強み（複数回答） (%)

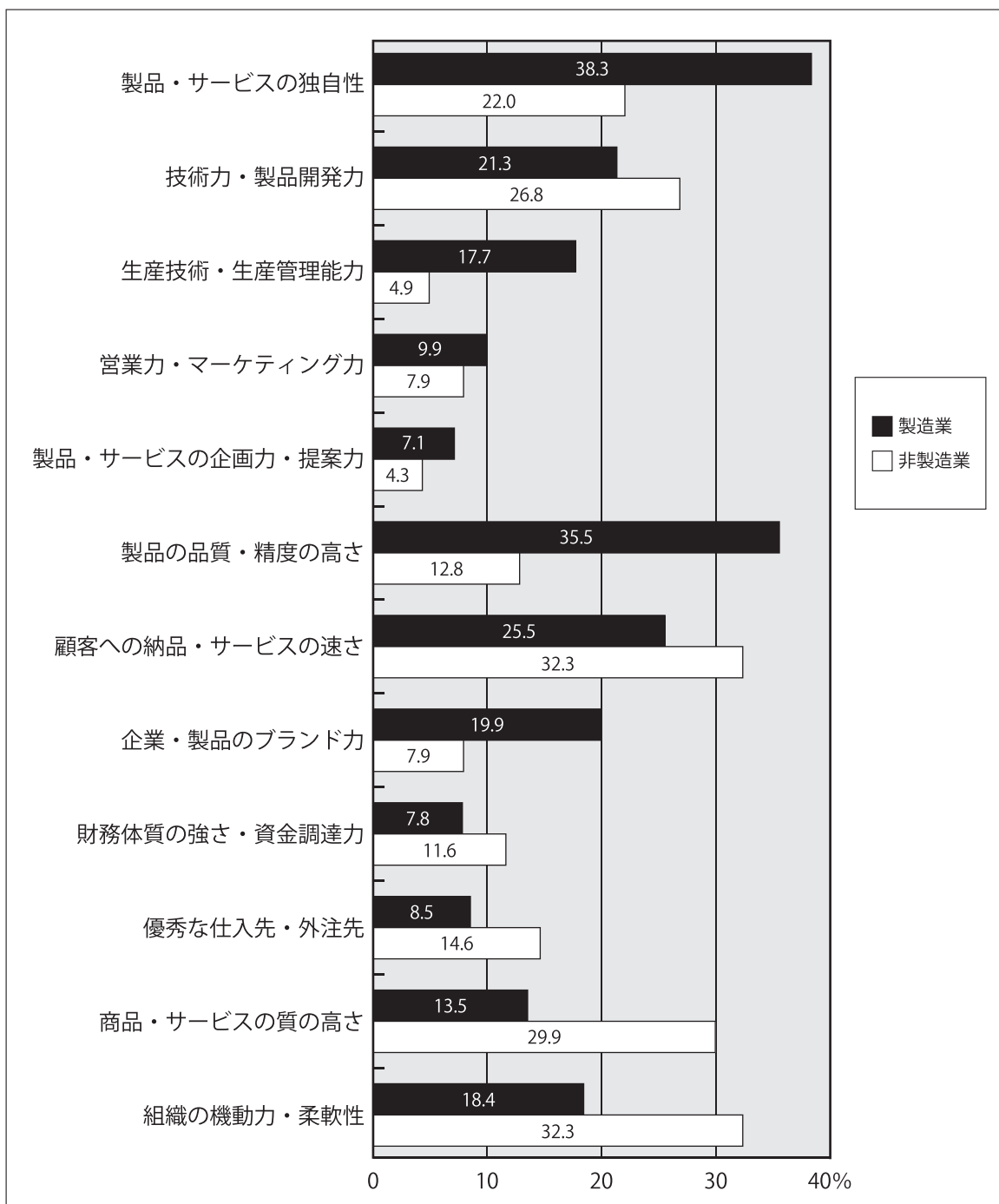
平成30年	製品・サービスの独自性	顧客への納品・サービスの速さ	組織の機動力・柔軟性	技術力・製品開発力	製品の品質・精度の高さ
	28.0	27.3	27.0	24.0	22.7
令和元年	製品・サービスの独自性	顧客への納品・サービスの速さ	組織の機動力・柔軟性	技術力・製品開発力	製品の品質・精度の高さ
	30.6	29.2	23.9	23.3	22.9
令和2年	製品・サービスの独自性	顧客への納品・サービスの速さ	組織の機動力・柔軟性	技術力・製品開発力	製品の品質・精度の高さ
	29.5	29.2	25.9	24.3	23.3

(9) 業種別にみた経営上の強み

経営上の強みを業種別にみると、製造業では「製品・サービスの独自性」が最も多く38.3%、次いで「製品の品質・精度の高さ」が35.5%、「顧客への納品・サービスの速さ」が25.5%、「技術力・製品開発力」が21.3%となっている。

非製造業では「顧客への納品・サービスの速さ」及び「組織の機動力・柔軟性」が最も多く共に32.3%、次いで「商品・サービスの質の高さ」が29.9%、「技術力・製品開発力」が26.8%となっている。

図表3-1-9 業種別にみた経営上の強み（複数回答） (%)



2. 従業員の労働時間

(1) 週所定労働時間

週所定労働時間が「40時間以下」を達成している事業所は87.5%で、未達成事業所が12.5%あり、特例措置対象事業場を除く事業所は、週所定労働時間40時間以下に向け早急な対応が求められている。

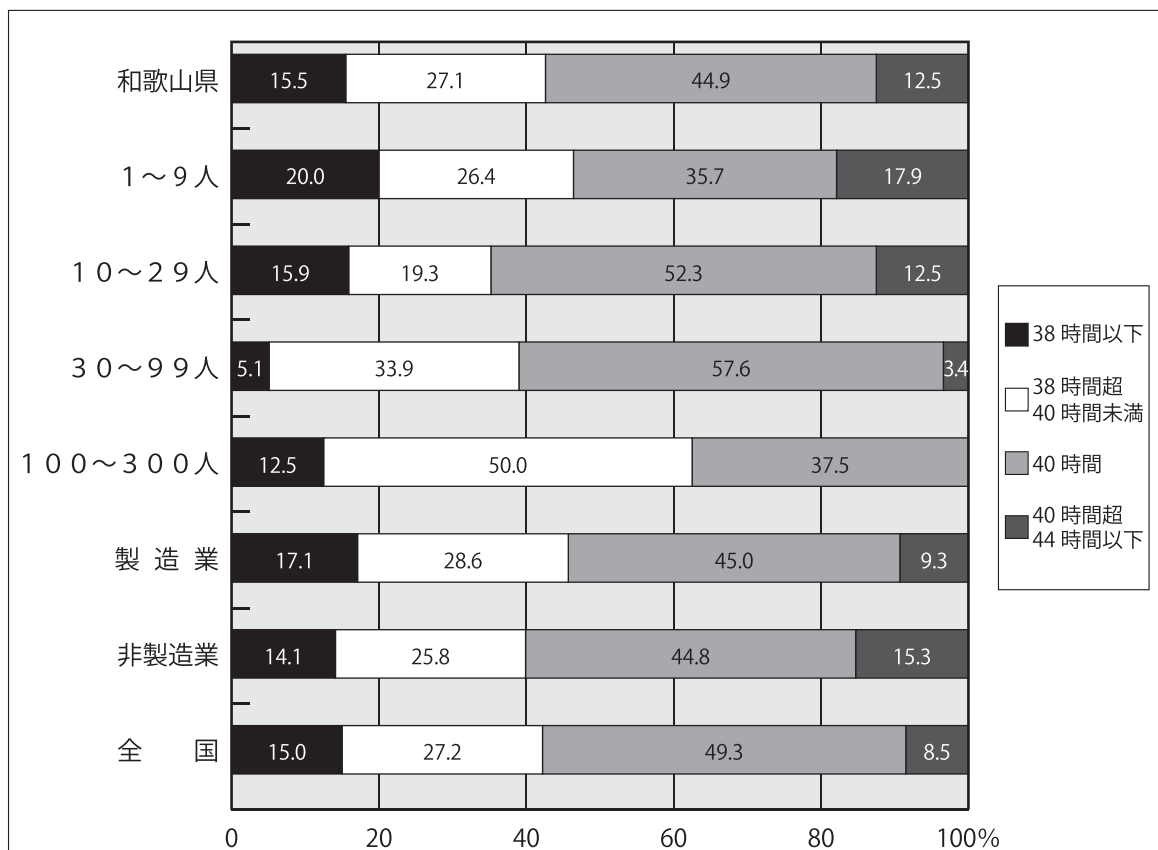
週所定労働時間を業種別にみると、製造業では90.7%が、非製造業では84.7%が40時間以下となっており、製造業では労働時間の短縮が進んでいる。

また、従業員規模別では、規模が大きくなるほど「週40時間以下」が定着している。

※特例措置対象事業場（週44時間労働）：常時10人未満の労働者を使用する商業、映画、演劇場、保健衛生業及び接客娯楽業

図表3-2-1 週所定労働時間

(%)

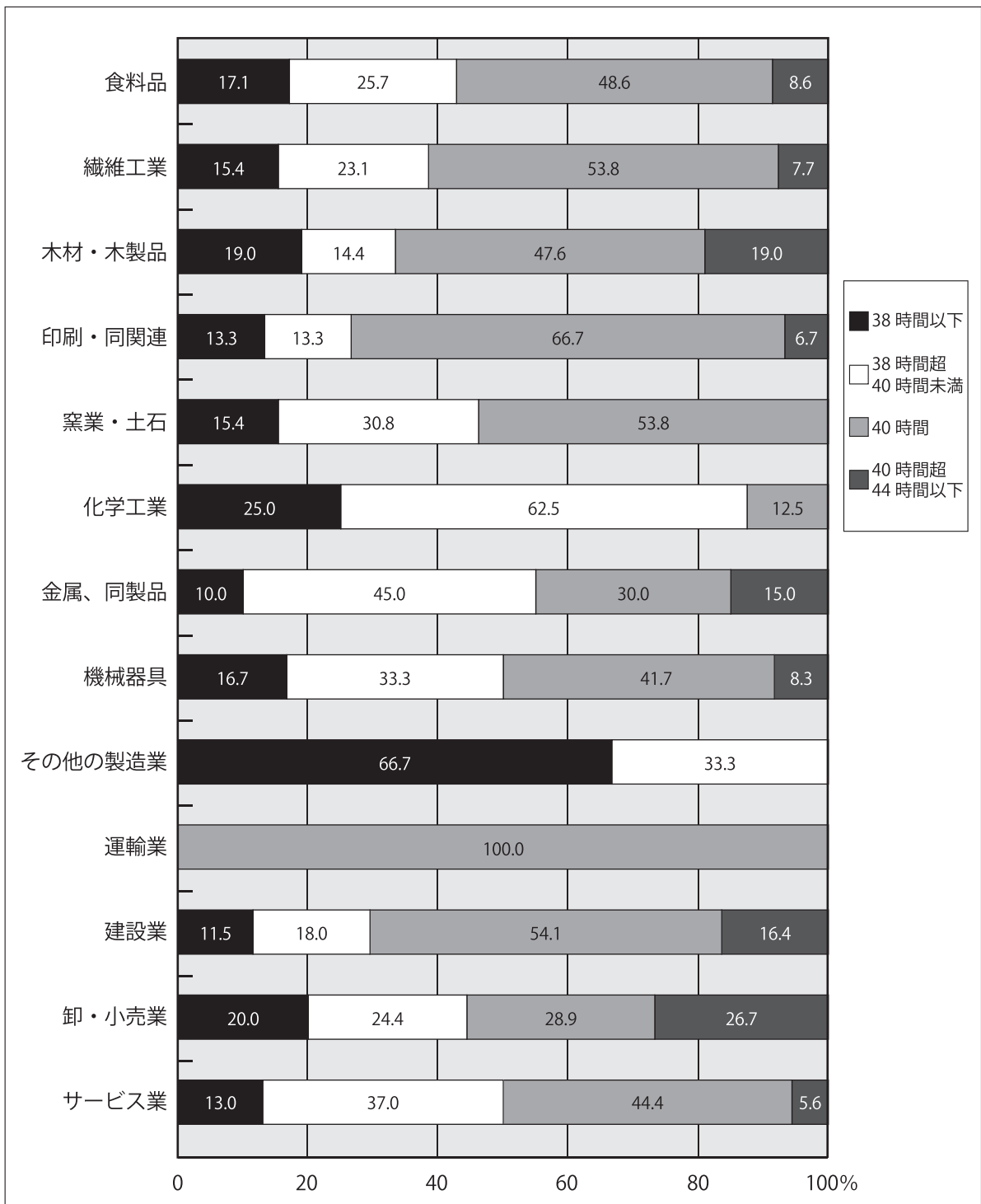


(2) 業種別にみた週所定労働時間

週所定労働時間が40時間を超えている事業所で、割合が高い業種として「卸・小売業」の26.7%、「木材・木製品」の19.0%、続いて「建設業」の16.4%であった。

また、38時間以下と回答した事業所では「その他の製造業」の67.7%が他の業種と比べても高い割合となっている。

図表3-2-2 業種別にみた週所定労働時間 (%)



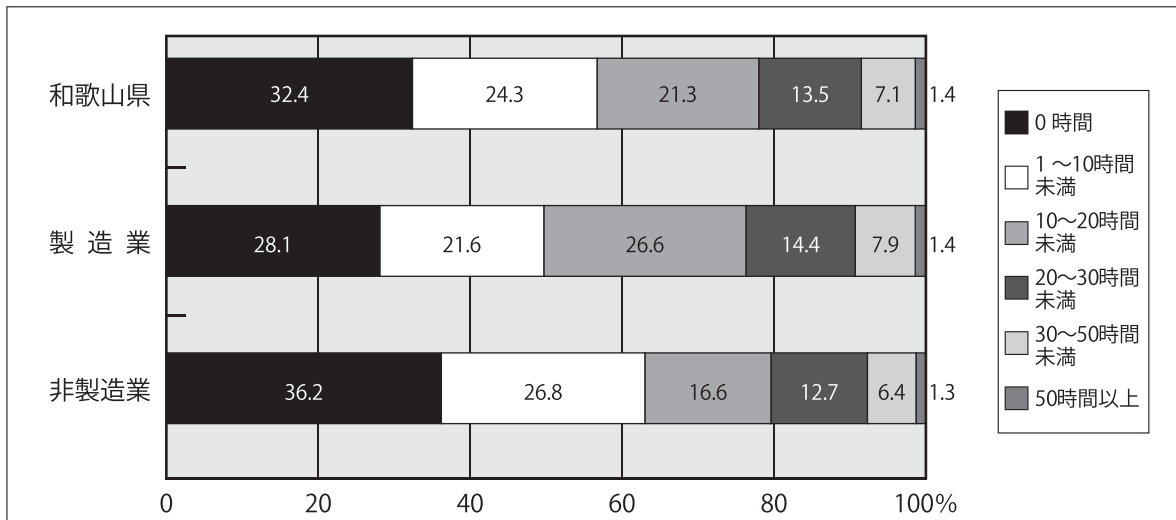
(3) 業種別月平均残業時間

月平均残業時間は、「0時間（残業無し）」及び「1～10時間未満」と回答した事業所が56.7%占めており、従業員1人あたりの月平均残業時間は、10.13時間（全国平均10.97時間）であった。

業種別では、製造業で「20時間以上」の残業を行っている事業所が23.7%、非製造業では20.4%となった。

従業員1人あたりの月平均残業時間では、製造業で11.19時間、非製造業で9.20時間であり製造業が1.99時間多くなっている。

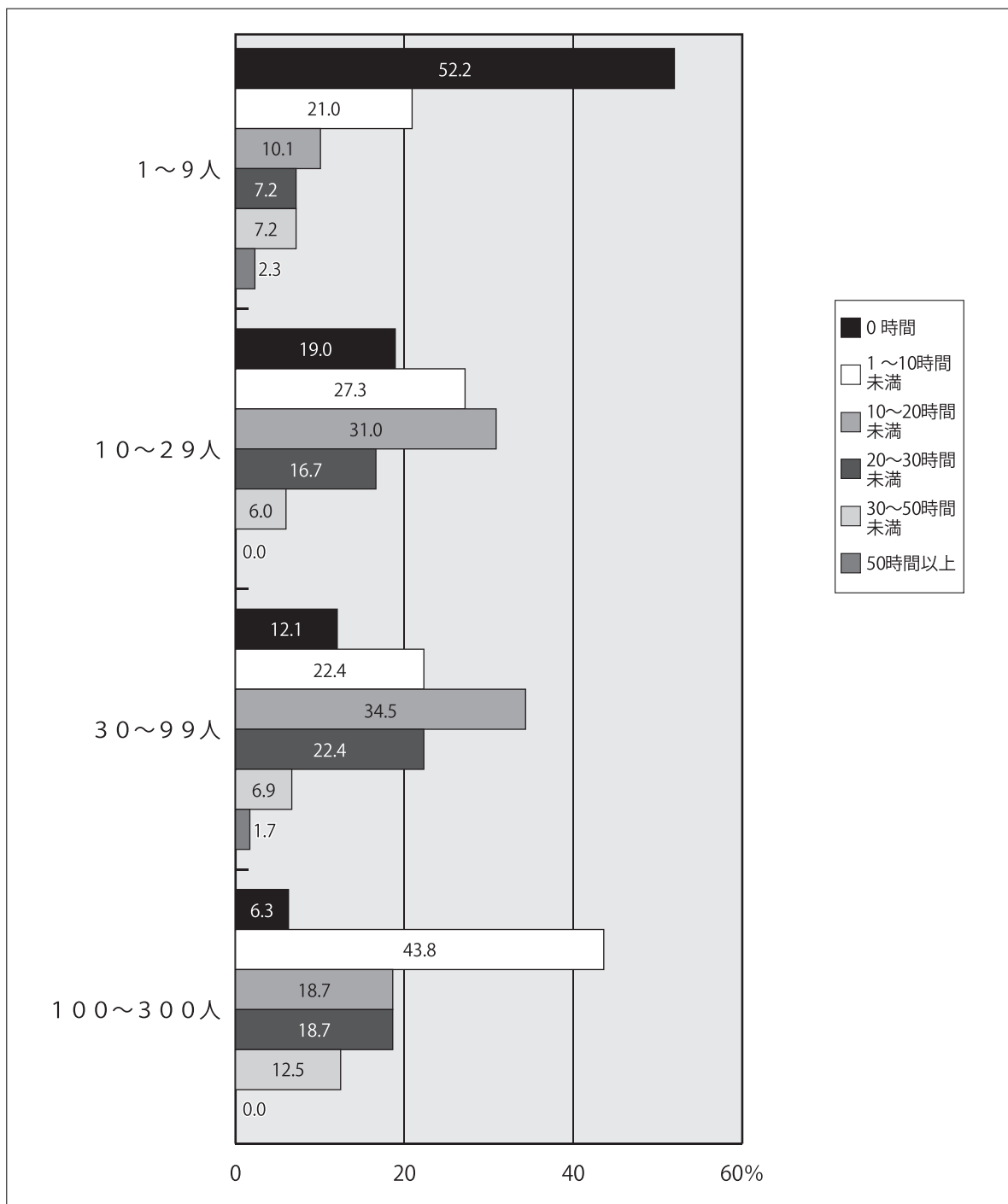
図表3-2-3 業種別月平均残業時間 (%)



(4) 従業員規模別月平均残業時間

従業員規模別で月平均残業時間をみると、「20時間未満累計」の割合が最も高いのは「1～9人」で83.3%、次いで「10～29人」が77.3%、「30～99人」が69.0%、「100～300人」が68.8%となっている。

図表3-2-4 従業員規模別月平均残業時間 (%)

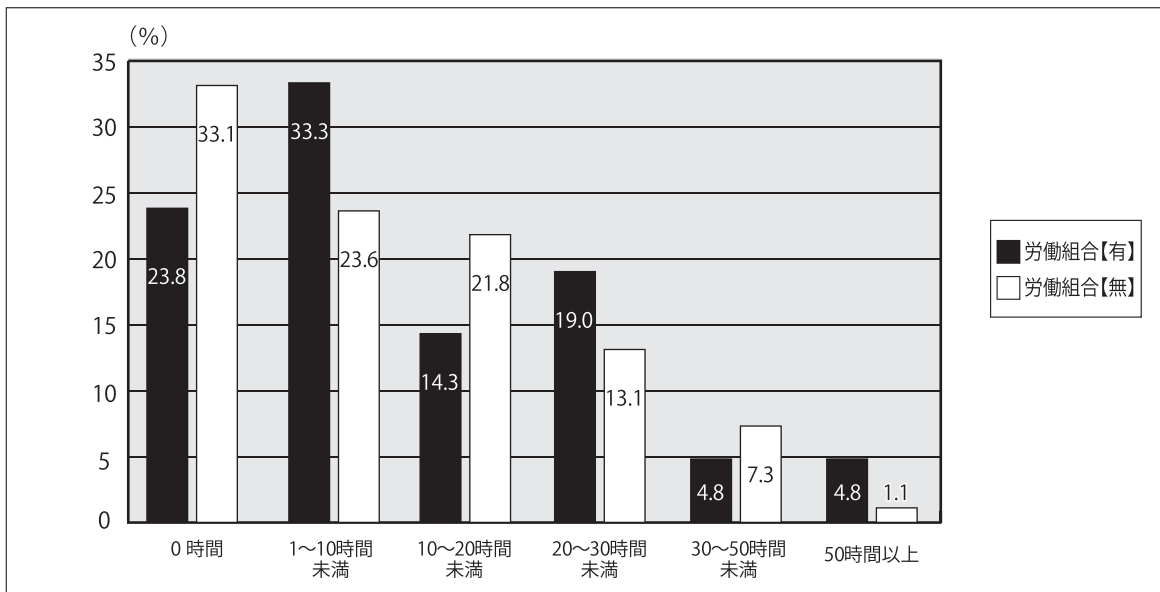


(5) 労働組合の有無からみた残業時間差異

労働組合が有る事業所では「0時間（残業無し）」及び「1～10時間未満」で57.1%の割合を占めており、月平均残業時間は13.43時間である。

また、労働組合が無い事業所においても、「0時間（残業無し）」及び「1～10時間未満」で56.7%の割合を占めており、月平均残業時間は9.88時間である。

図表3-2-5 労働組合の有無からみた残業時間差異 (%)



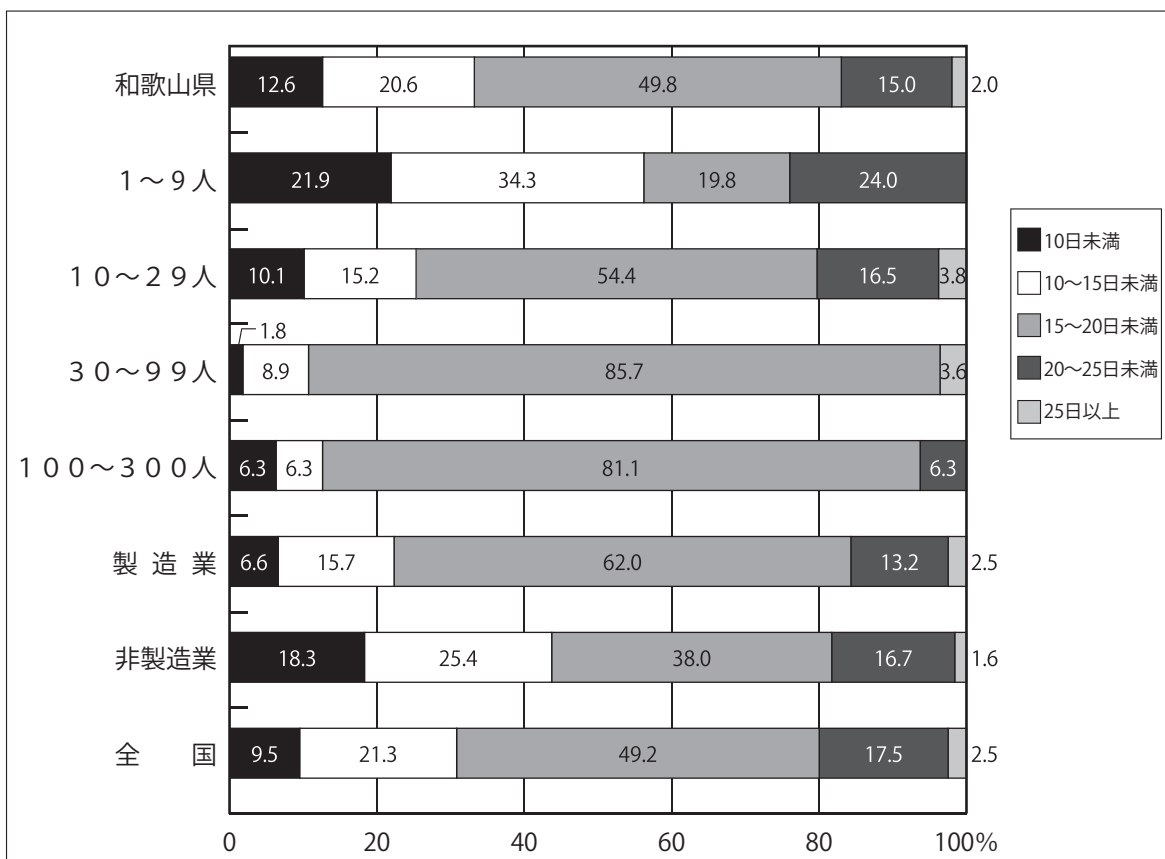
3. 従業員の有給休暇

(1) 年次有給休暇の平均付与日数

年次有給休暇の平均付与日数は、「15～20日未満」が49.8%と最も多く、次いで「10～15日」が20.6%となっており、従業員1人当たりの平均付与日数は14.93日となっている。

また、従業員規模別では「30～99人」の事業所が最も多くの平均付与日数（16.63日）を与えられている。

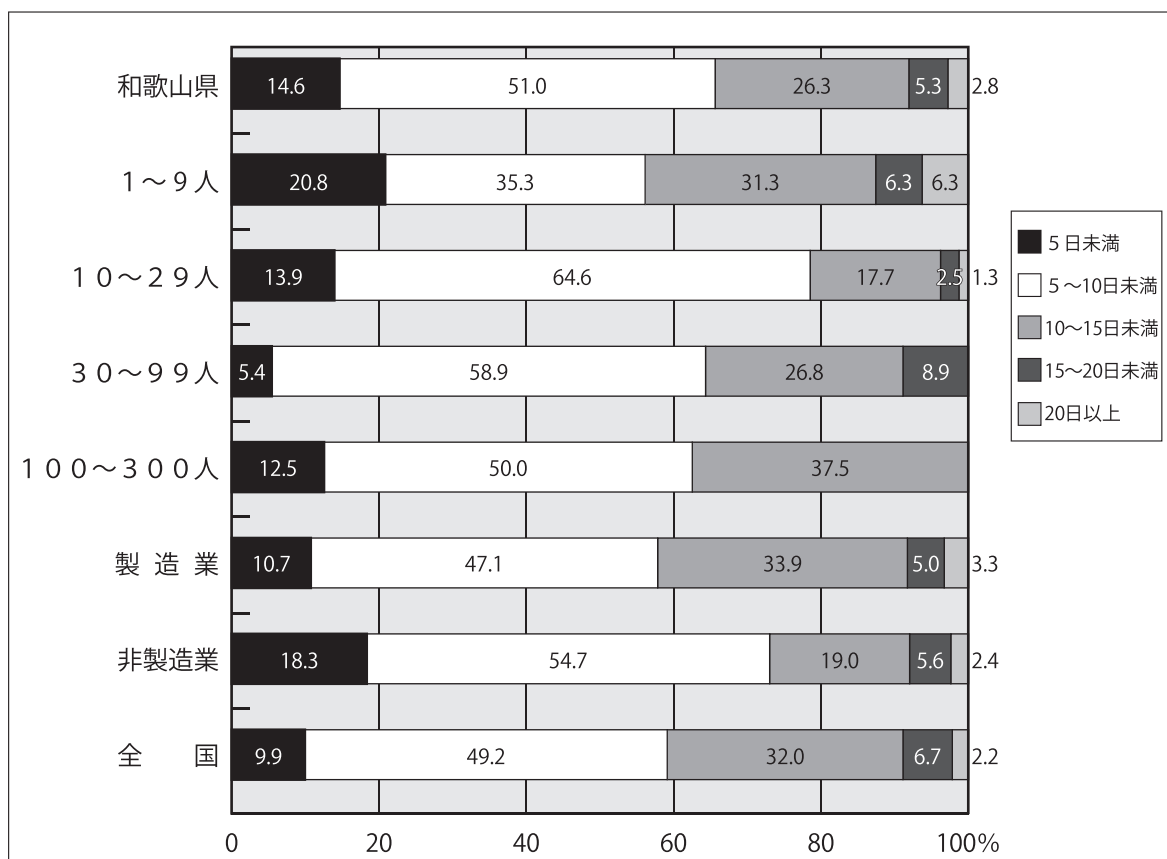
図表3-3-1 年次有給休暇の平均付与日数 (%)



(2) 年次有給休暇の平均取得日数

年次有給休暇の平均取得日数は、「5～10日未満」が51.0%と最も多く、次いで「10～15日未満」が26.3%となっており、従業員1人当たりの平均取得日数は7.78日で昨年から0.81日増加している。

図表3-3-2 年次有給休暇の平均取得日数 (%)



4. 新規学卒者の採用

(1) 新規学卒者の初任給

令和2年3月新規学卒者の平均初任給は、加重平均で高校卒では「技術系」161,923円（全国167,016円）、事務系164,933円（全国164,092円）となっている。大学卒では「技術系」194,205円（全国203,406円）、「事務系」183,750円（全国198,430円）となっている。

なお、事務系の高校卒が全国の加重平均より高くなっているが、技術系の高校卒、技術系・事務系の専門学校卒、技術系・事務系の短大卒（含高専）及び技術系・事務系の大学卒が全国の加重平均より低くなっている。

図表3-4-1 新規学卒者の初任給

(単純平均)

単位：円 (加重平均)

単位：円

新規学卒者の初任給		技術系	事務系	新規学卒者の初任給		技術系	事務系
高校卒	和歌山県	164,533	168,400	高校卒	和歌山県	161,923	164,933
	製造業	164,577	166,080		製造業	163,524	163,050
	非製造業	164,400	180,000		非製造業	156,800	180,000
	全国	167,170	163,629		全国	167,016	164,092
専門学校卒	和歌山県	170,200	173,500	専門学校卒	和歌山県	163,273	173,500
	製造業	166,000	—		製造業	166,000	—
	非製造業	171,250	173,500		非製造業	163,000	173,500
	全国	180,473	174,576		全国	180,820	173,885
短大卒 (含高専)	和歌山県	180,300	152,500	短大卒 (含高専)	和歌山県	180,300	152,500
	製造業	180,300	158,000		製造業	180,300	158,000
	非製造業	—	147,000		非製造業	—	147,000
	全国	181,166	176,977		全国	181,086	176,579
大学卒	和歌山県	196,598	183,417	大学卒	和歌山県	194,205	183,750
	製造業	199,923	187,100		製造業	200,256	190,000
	非製造業	170,000	165,000		非製造業	170,000	165,000
	全国	202,312	197,450		全国	203,406	198,430

※単純平均とは、新規学卒者の初任給を単純に足して平均値を集計する方法で、一企業あたりの初任給の平均額

※加重平均とは、初任給の支払対象者の数を計算に反映させた、実際の新規学卒者の初任給の平均額

(2) 新規学卒者の採用充足状況

令和2年3月新規学卒者の採用状況について、「高校卒」では採用計画人数68名に対し採用実績人数は51名で採用充足率は75.0%、「専門学校」では採用計画人数15名に対し採用実績人数は15名で採用充足率は100.0%、「短大卒(含高専)」では採用計画人数4名に対し採用実績人数は4名で採用充足率は100.0%、「大学卒」では採用計画人数32名に対し採用実績人数は28名で採用充足率は87.5%となっている。

図表3-4-2 新規学卒者の採用充足状況

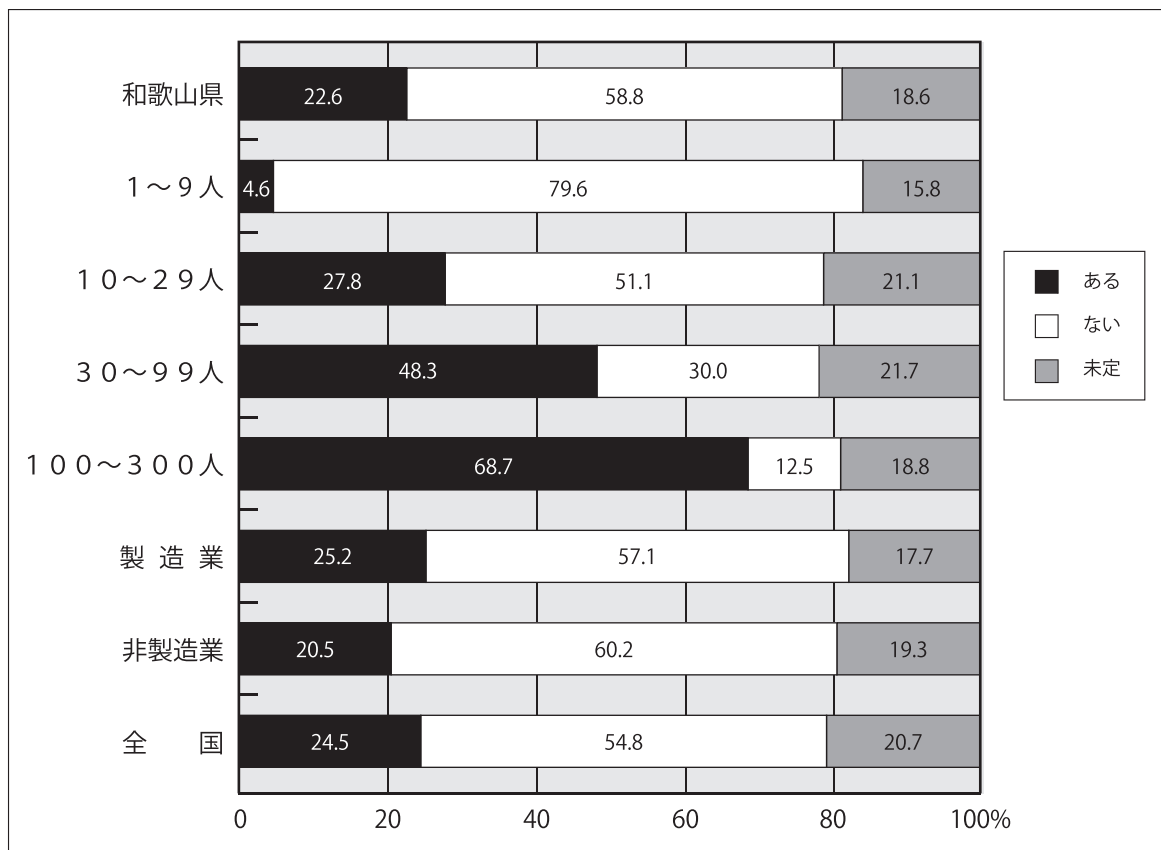
		合 計				技 術 系				事 務 系			
		事 務 所 数	採用計 画人数	採用実 績人数	充足率	事 務 所 数	採用計 画人数	採用実 績人数	充足率	事 務 所 数	採用計 画人数	採用実 績人数	充足率
高 校 卒	和歌山県	24力所	68人	51人	75.0%	20力所	59人	42人	71.2%	6力所	9人	9人	100.0%
	製 造 業	18力所	57人	40人	70.2%	15力所	49人	32人	65.3%	5力所	8人	8人	100.0%
	非製造業	6力所	11人	11人	100.0%	5力所	10人	10人	100.0%	1力所	1人	1人	100.0%
専 門 学 校 卒	和歌山県	6力所	15人	15人	100.0%	5力所	11人	11人	100.0%	2力所	4人	4人	100.0%
	製 造 業	1力所	1人	1人	100.0%	1力所	1人	1人	100.0%	—	—	—	—
	非製造業	5力所	14人	14人	100.0%	4力所	10人	10人	100.0%	2力所	4人	4人	100.0%
短 大 卒 (含高専)	和歌山県	4力所	4人	4人	100.0%	2力所	2人	2人	100.0%	2力所	2人	2人	100.0%
	製 造 業	3力所	3人	3人	100.0%	2力所	2人	2人	100.0%	1力所	1人	1人	100.0%
	非製造業	1力所	1人	1人	100.0%	—	—	—	—	1力所	1人	1人	100.0%
大 学 卒	和歌山県	13力所	32人	28人	87.5%	9力所	23人	20人	87.0%	6力所	9人	8人	88.9%
	製 造 業	11力所	26人	22人	84.6%	8力所	19人	16人	84.2%	5力所	7人	6人	85.7%
	非製造業	2力所	6人	6人	100.0%	1力所	4人	4人	100.0%	1力所	2人	2人	100.0%

(3) 令和3年3月の新規学卒者の採用計画

令和3年3月の新規学卒者の採用計画は、「ある」と回答した事業所が22.6%（昨年28.5%）で昨年度と比較して5.9ポイント減少し、「ない」が58.8%（昨年52.2%）で昨年度と比較して6.6ポイント増加している。

従業員規模別では、規模が大きいほど採用計画があるとする事業所の割合が高くなっており、「100～300人」では68.7%となっている。

図表3-4-3 令和3年3月の新規学卒者の採用計画 (%)

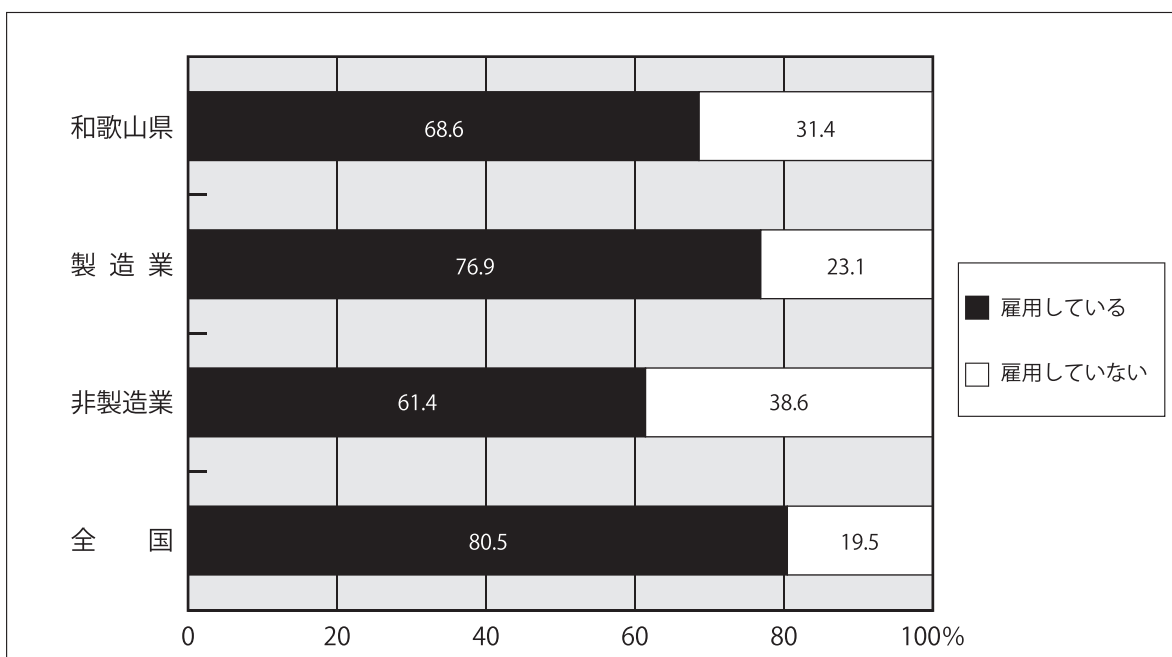


5. 高年齢者の雇用

(1) 60歳以上の高年齢者の雇用状況

60歳以上の高年齢者の雇用状況について、「雇用している」と回答している事業所が68.6%（全国平均80.5%）であった。

図表3-5-1 60歳以上の高年齢者の雇用状況 (%)

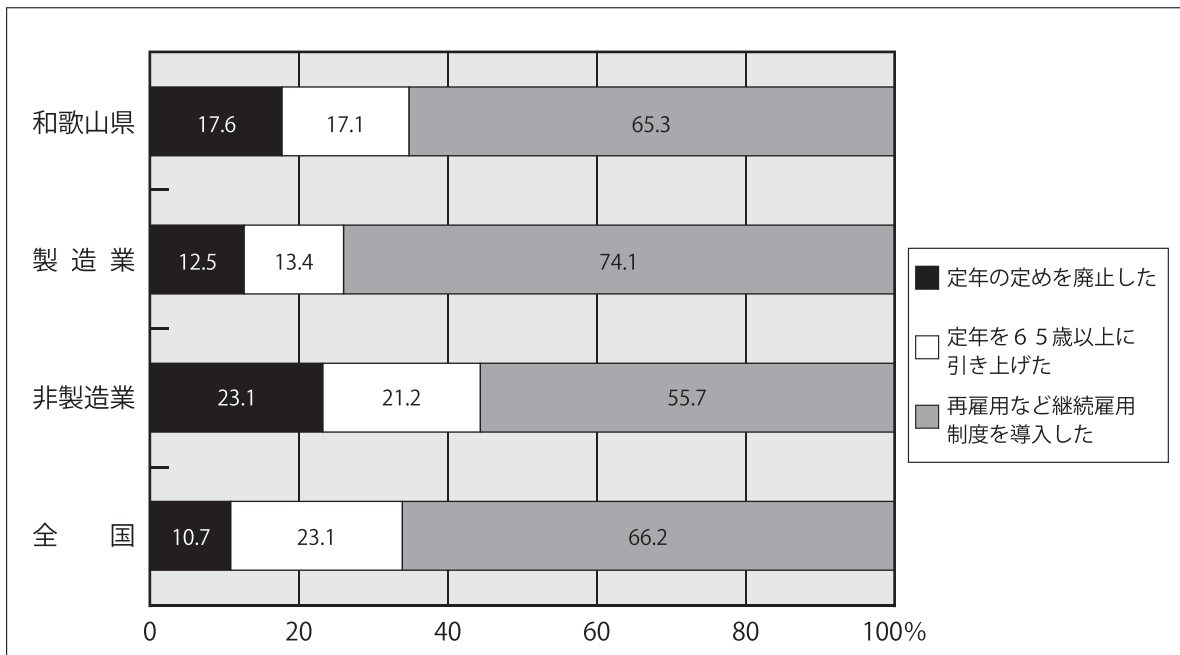


(2) 高年齢者雇用措置として講じた内容

高年齢者雇用措置として講じた内容は、「再雇用など継続雇用制度を導入した」が65.3%で最も多く、次いで「定年の定めを廃止した」が17.6%であった。

図表 3-5-2 高齢者雇用措置として講じた内容

(%)

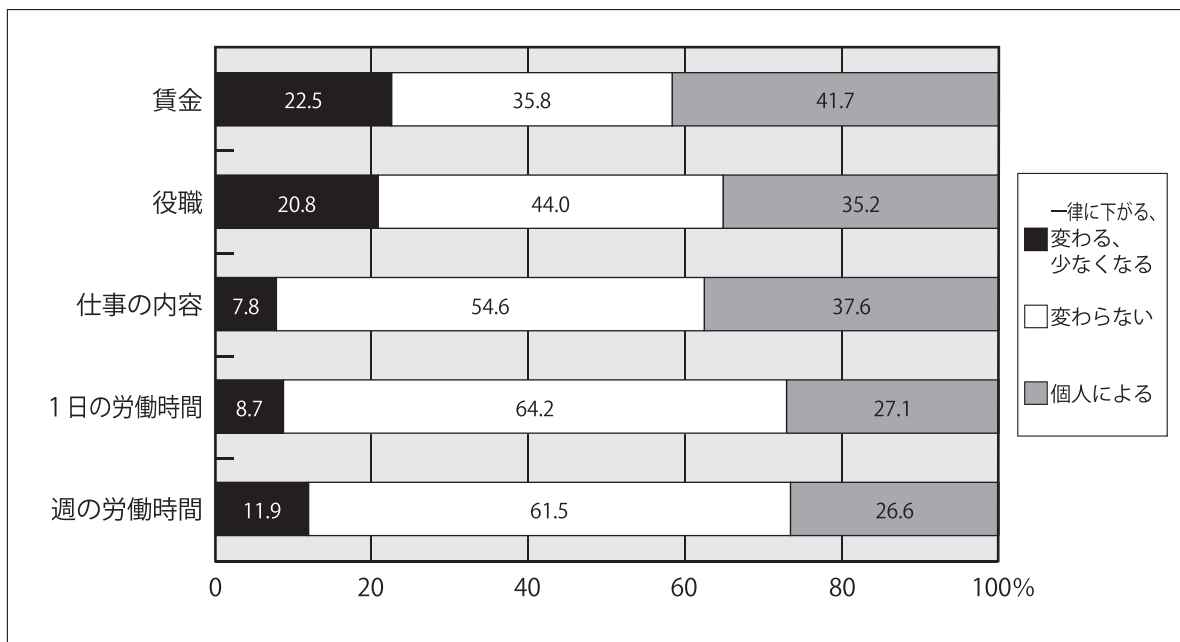


(3) 高齢者の労働条件（60歳前と比べた場合）

和歌山県下の事業所では、60歳前後での労働条件の変化は、賃金の項目のみ「個人による」が最も多く、その他の項目については「変わらない」が最も多かった。

図表 3-5-3 高齢者の労働条件（60歳前と比べた場合）

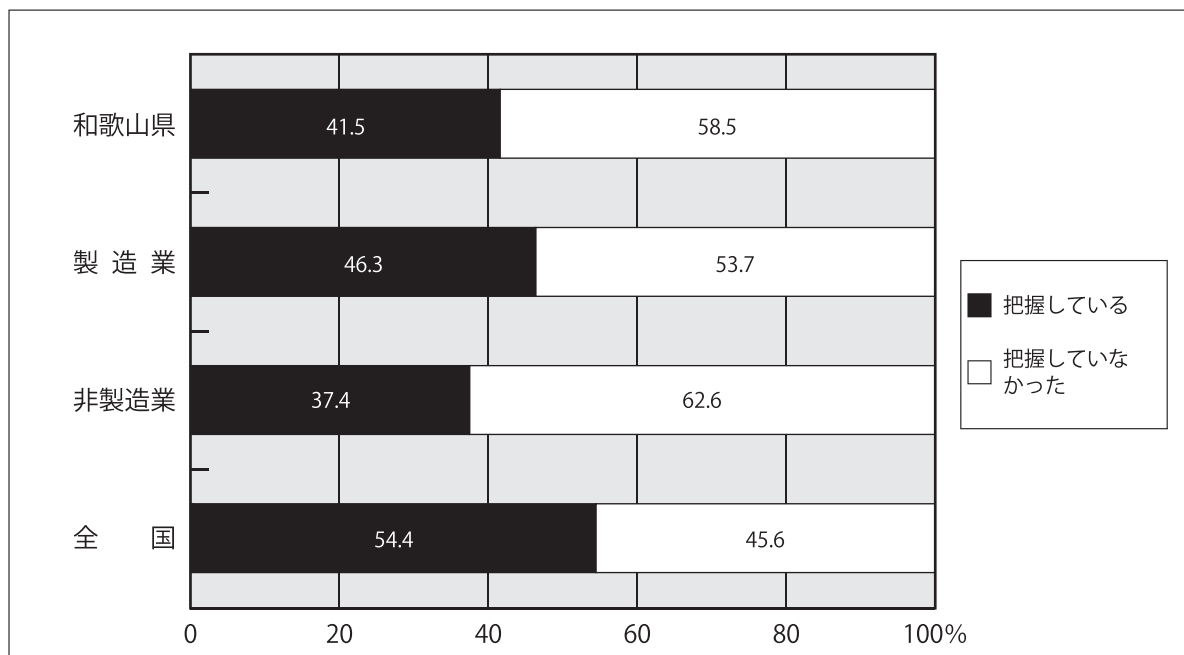
(%)



(4) 高齢者就業確保措置新設についての把握状況

令和3年4月1日施行予定の『改正高齢者等の雇用の安定等に関する法律』では、高齢者就業確保措置が新設されることに関し、「把握している」が41.5%、「把握していなかった」が58.5%であった。

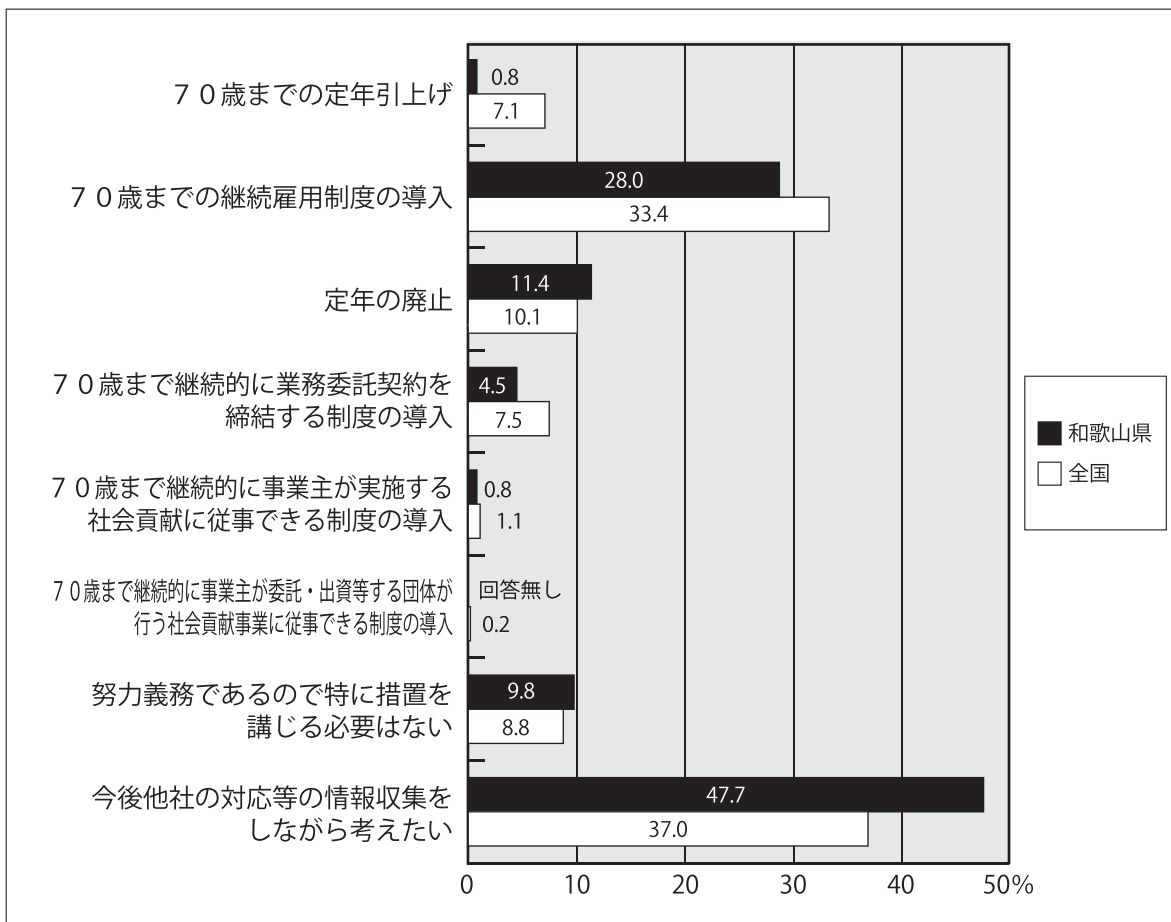
図表3-5-4 高齢者就業確保措置新設についての把握状況 (%)



(5) 高齢者就業確保のための措置

高齢者就業確保措置への対応は、「今後他社の対応等の情報収集をしながら考えたい」が47.7%と最も高く、対応を決めかねる事業者が約半数を占めている。

図表3-5-5 高齢者就業確保のための措置（複数回答） (%)

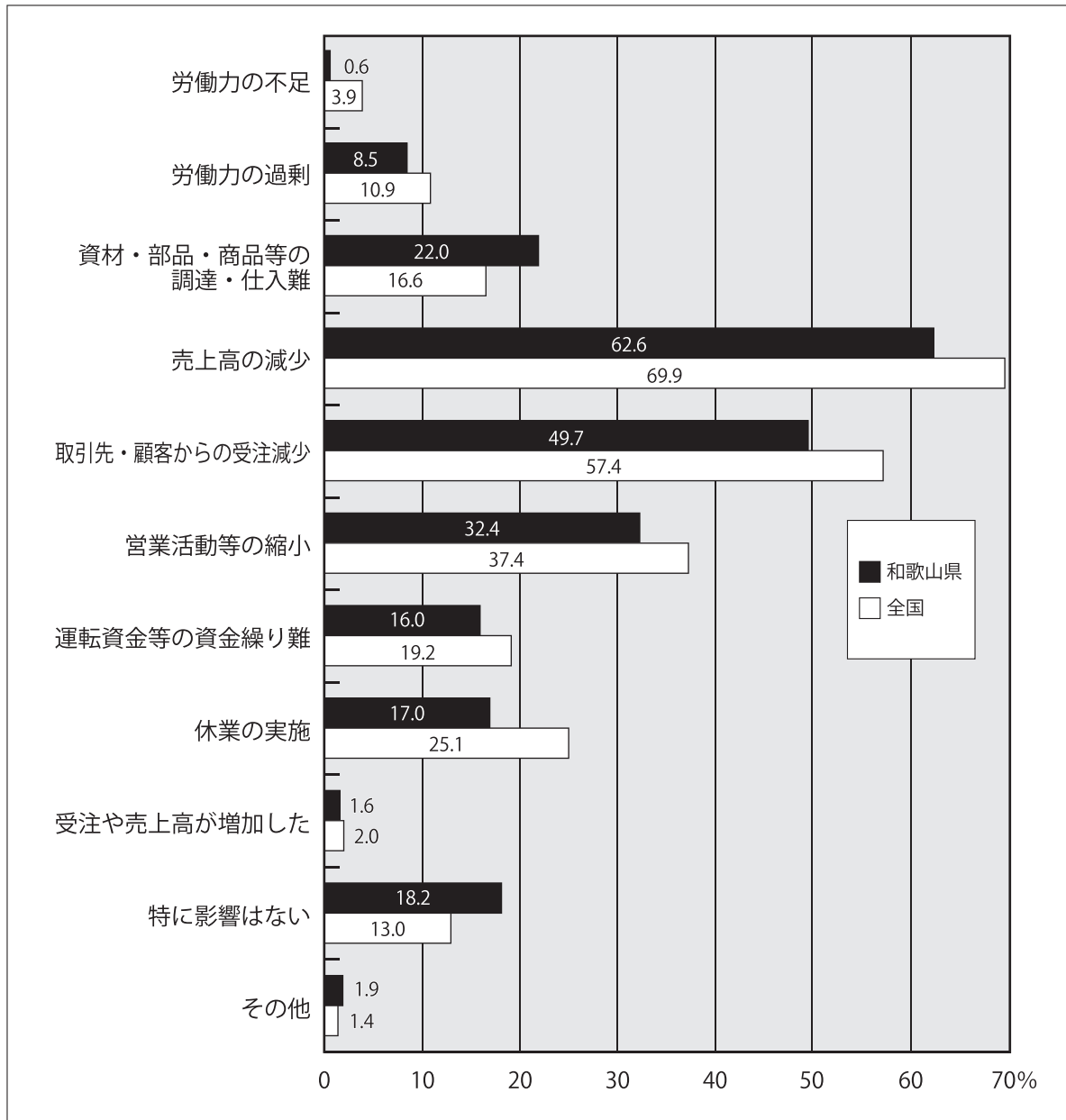


6. 新型コロナウイルス感染拡大による影響

(1) 経営への影響

経営への影響は、「売上高の減少」が62.6%と最も多く、次いで「取引先・顧客からの受注減少」が49.7%、「営業活動等の縮小」が32.4%、「資材・部品・商品等の調達・仕入難」が22.0%となっている。

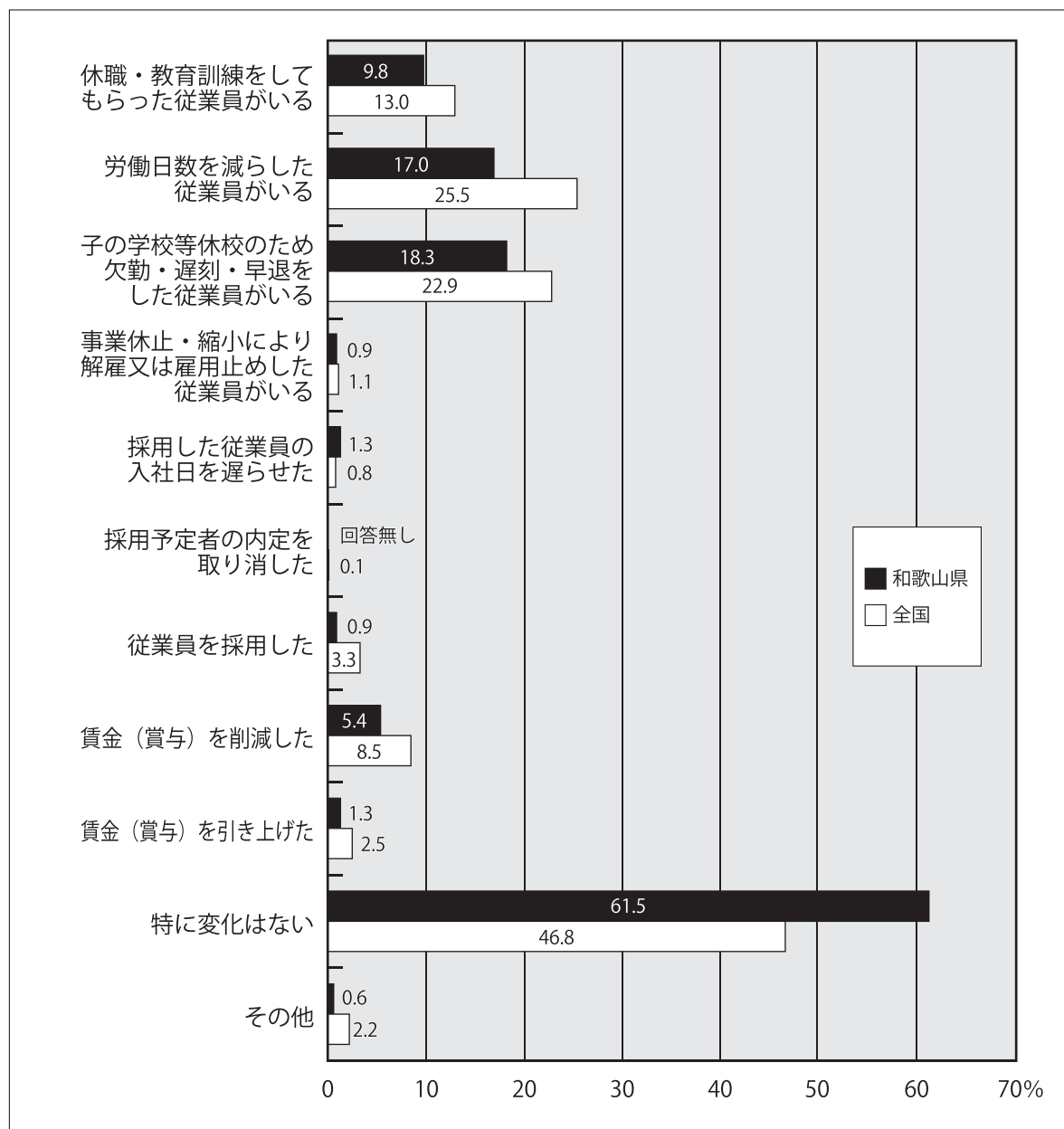
図表3-6-1 経営への影響（複数回答） (%)



(2) 雇用環境の変化

雇用環境の変化は、「特に変化はない」が61.5%と最も多く、次いで「子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退をした従業員がいる」が18.3%、「労働日数を減らした従業員がいる」が17.0%、「休職・教育訓練をしてもらった従業員がいる」が9.8%となっている。

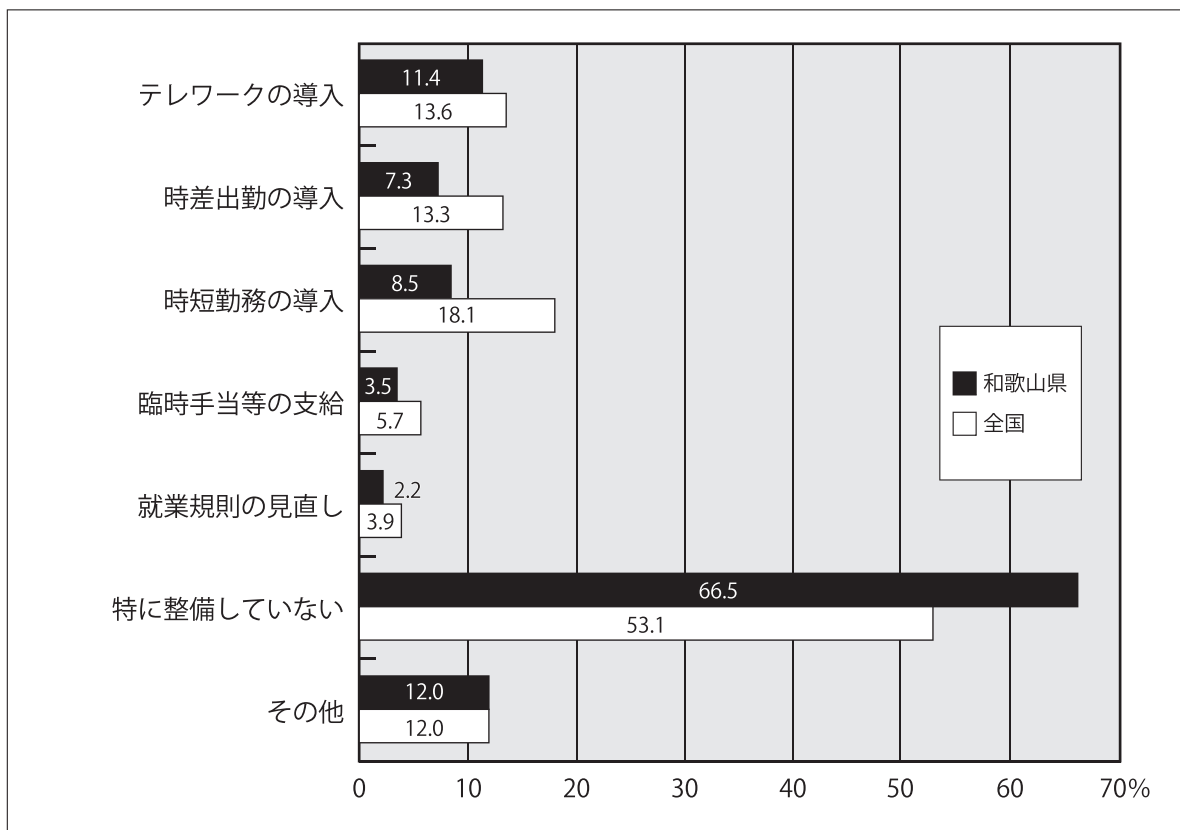
図表3-6-2 雇用環境の変化（複数回答） (%)



(3) 労働環境の整備

労働環境の整備は、「特に整備していない」が66.5%と最も多く、次いで「その他」が12.0%、「テレワークの導入」が11.4%、「時短勤務の導入」が8.5%となっている。

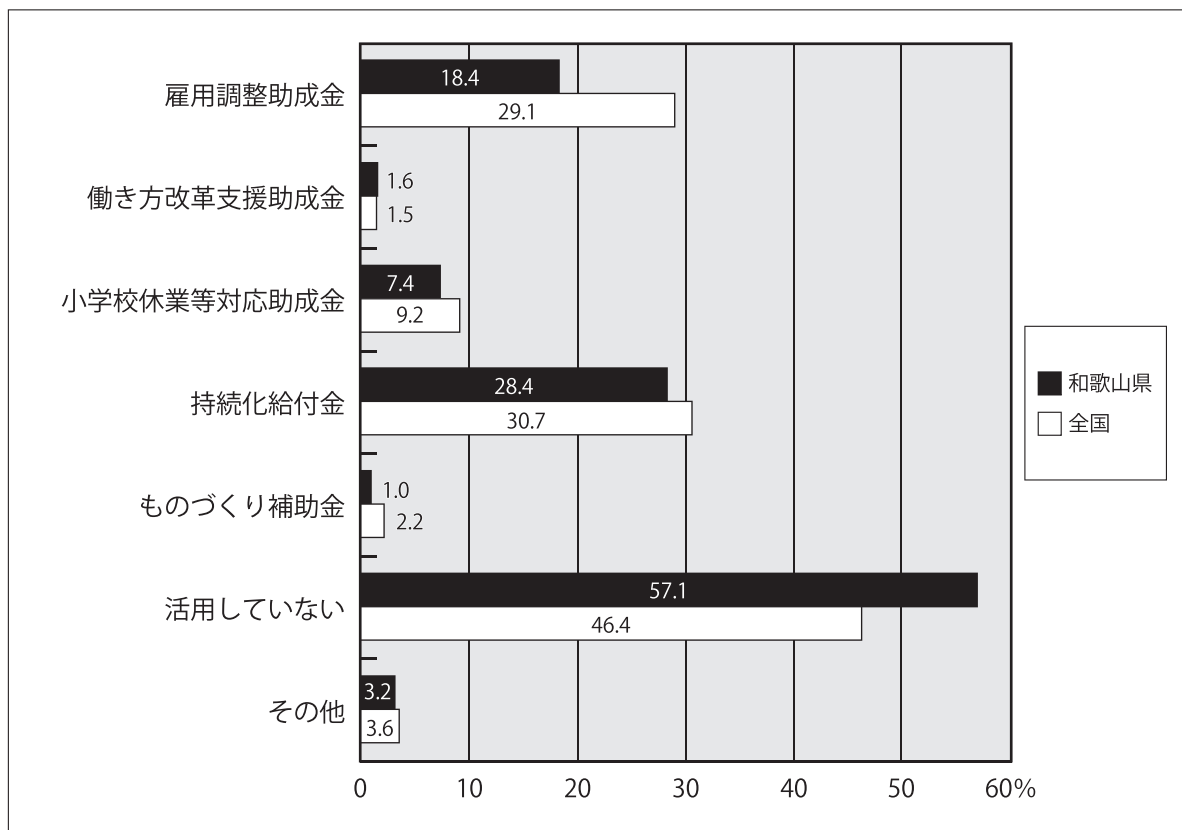
図表3-6-3 労働環境の整備（複数回答） (%)



(4) 雇用維持等のために活用した助成金

雇用維持等のために活用した助成金は、「活用していない」が57.1%と最も多く、「持続化給付金」が28.4%、「雇用調整助成金」が18.4%、「小学校休業等対応助成金」が7.4%となっている。

図表3-6-4 雇用維持等のために活用した助成金（複数回答） (%)

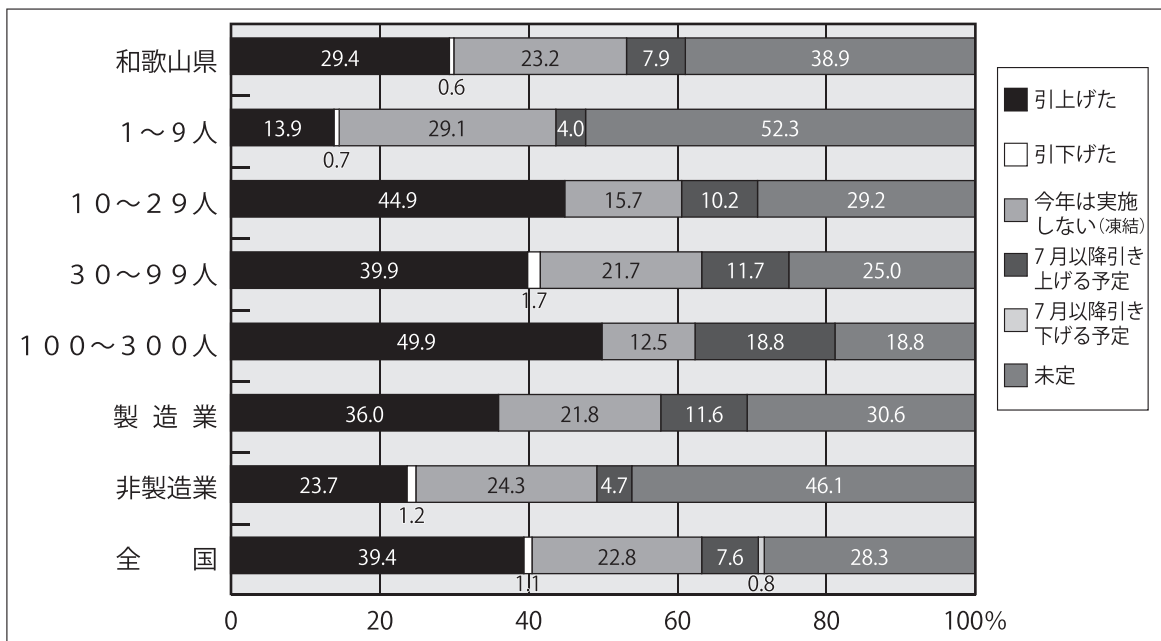


7. 賃金の改定状況

(1) 賃金改定の実施状況

令和2年1月1日から同年7月1日までの賃金改定の実施状況について、「引上げた」・「7月以降に引上げる予定」が37.3%で昨年(54.1%)より16.8%の減少、「引下げた」「今年は実施しない(凍結)」「7月以降引下げる予定」が23.8%で昨年(14.3)より9.5%の増加、「未定」と回答した事業所が38.9%で昨年(31.6%)より7.3%の増加となった。

図表3-7-1 賃金改定の実施状況 (%)



(2) 平均昇給額及び昇給率

常用労働者の改定後の平均賃金は単純平均で258,956円、加重平均で262,019円となっている。平均昇給額は単純平均で5,713円、加重平均で5,683円、昇給率は単純平均で2.26%、加重平均で2.22%となっている。

従業員規模別において、「10～29人」の事業所が単純平均(2.75%)・加重平均(2.57%)とも一番の昇給率となっている。

また、業種別において製造業では「木材・木製品」が単純平均(3.30%)・加重平均(3.34%)とも一番の昇給率となっている。非製造業では「職別工事業」が単純平均(3.32%)・加重平均(4.34%)とも一番の昇給率となっている。

図表 3-7-2 平均昇給額及び昇給率

	単 純 平 均			加 重 平 均		
	改定後の賃金	昇給額	昇給率	改定後の賃金	昇給額	昇給率
和歌山県	258,956円	5,713円	2.26%	262,019円	5,683円	2.22%
1 ～ 9 人	241,878円	4,285円	1.80%	256,098円	5,139円	2.05%
10 ～ 29 人	268,597円	7,181円	2.75%	268,805円	6,736円	2.57%
30 ～ 99 人	271,905円	6,175円	2.32%	270,500円	6,544円	2.48%
100 ～ 300 人	250,686円	4,170円	1.69%	251,807円	4,470円	1.81%
製造業	252,013円	5,301円	2.15%	258,915円	5,677円	2.24%
食 料 品	211,444円	2,508円	1.20%	234,393円	5,040円	2.20%
織 維 工 業	236,850円	4,671円	2.01%	251,013円	4,840円	1.97%
木 材 ・ 木 製 品	252,483円	8,063円	3.30%	284,767円	9,195円	3.34%
印 刷 ・ 同 関 連	267,541円	3,720円	1.41%	263,120円	3,889円	1.50%
窯 業 ・ 土 石	271,059円	8,569円	3.26%	274,435円	8,025円	3.01%
化 学 工 業	259,851円	6,932円	2.74%	265,417円	6,382円	2.46%
金 属 ・ 同 製 品	263,747円	5,156円	1.99%	240,504円	4,596円	1.95%
機 械 器 具	271,917円	4,366円	1.63%	291,765円	5,192円	1.81%
その他の製造業	176,525円	5,125円	1.22%	227,667円	4,048円	1.81%
非製造業	267,925円	6,247円	2.29%	273,134円	5,703円	2.13%
運 輸 業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	281,633円	7,517円	2.74%	297,498円	7,716円	2.66%
総 合 工 事 業	285,265円	7,840円	2.83%	310,538円	7,933円	2.62%
職 別 工 事 業	311,000円	10,000円	3.32%	320,556円	13,334円	4.34%
設 備 工 事 業	258,738円	5,561円	2.20%	260,110円	5,351円	2.10%
卸 ・ 小 売 業	249,832円	4,793円	1.96%	292,666円	7,452円	2.61%
卸 売 業	274,365円	8,247円	3.10%	310,176円	9,632円	3.20%
小 売 業	225,300円	1,340円	0.60%	243,056円	1,278円	0.53%
サ ー ビ ス 業	258,969円	5,270円	2.08%	252,600円	3,975円	1.60%
対事業所サービス業	265,116円	3,357円	1.28%	277,753円	3,859円	1.41%
対個人サービス業	253,591円	6,944円	2.82%	246,755円	4,002円	1.65%
全 国	255,847円	4,418円	1.76%	257,854円	4,623円	1.83%

※単純平均とは、賃金改定後の額を単純に足して平均値を集計する方法で、一企業あたりの賃金の平均額

※加重平均とは、賃金改定の影響を受ける従業員の数を計算に反映させた、実際の賃金改定後の平均額

(3) 賃金改定（引上げ・7月以降引上げ予定）の内容並びに決定要素

賃金改定の内容は、「定期昇給」が68.6%と最も多く、次いで「基本給の引上げ（定期昇給制度のない事業所）」が28.0%と続いている。

また、改定の決定要素として「企業の業績」が58.1%と最も多く、次いで「労働力の確保・定着」が57.3%と続いていることから、人口減少時代における労働力確保のため賃金改定しているのが窺える。

図表3-7-3 賃金改定（引上げ・7月以降引上げ予定）の内容並びに決定要素
（複数回答）

〔改訂内容〕 (％)

項目	定期昇給	基本給の引上げ (定期昇給制度のない事業所)	諸手当の改定	ベースアップ	臨時給与（夏季・年末賞与等）の引上げ
選択率	68.6	28.0	14.4	11.9	3.4

〔決定要素〕 (％)

項目	企業の業績	労働力の確保・定着	世間相場	労使関係の安定	前年度の改定実績
選択率	58.1	57.3	22.2	22.2	20.5

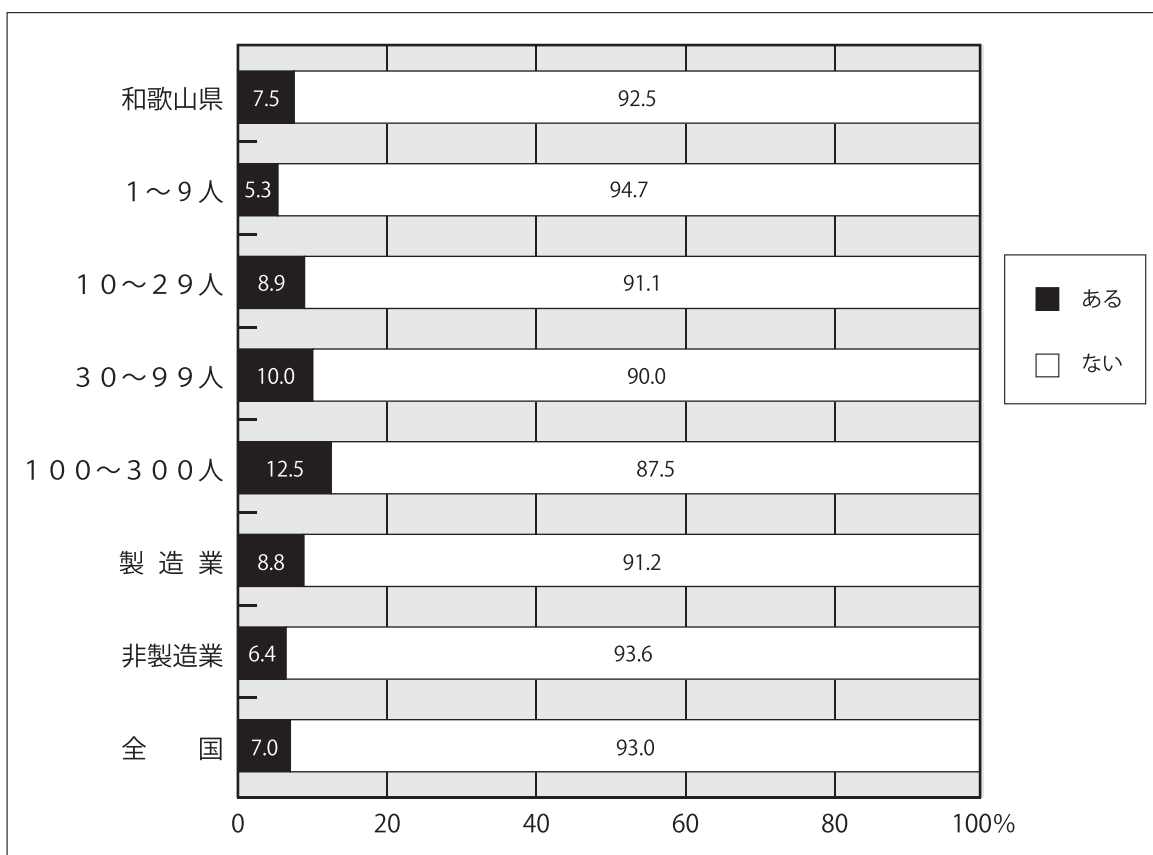
8. 労働組合の有無

労働組合の有無について、「ある」と回答した事業所は和歌山県では7.5%、全国では7.0%となっている。

業種別では、「製造業」が8.8%、「非製造業」が6.4%となっており製造業の方が組織率が高く、従業員規模別では、規模が大きいほど労働組合があるとする事業所の割合が高くなっており、「100～300人」では12.5%となっている。

図表3-8 労働組合の有無

(%)



【参考資料】

令和2年度中小企業労働事情実態調査票

Input boxes for codes

(左欄は記入しないでください。)



令和2年度 中小企業労働事情実態調査ご協力のお願い

中小企業団体中央会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に、本年度も全国一斉に標記調査を実施することといたしました。つきましては、ご繁忙の折誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和2年度 中小企業労働事情実態調査票

調査時点：令和2年7月1日 調査締切：令和2年7月20日

記入についてのお願い

- ◇秘密の厳守
◇ご記入方法
◇お問合せ先

貴事業所全体の概要についてお答えください。

Table for business overview with fields for name, location, contact info, and industry type.

設問1) 現在の従業員数についてお答えください。

① 令和2年7月1日現在の形態別の従業員数(役員を除く)を男女別に太枠内にご記入ください。また、従業員のうち常用労働者数をご記入ください。

Table for employee numbers with columns for gender, status (regular, part-time, dispatched, etc.), and year-over-year change.

[注] (1) 「パートタイマー」とは、1日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間は同じでも1週の所定労働日数が少ない者です。
(2) 「常用労働者」とは、貴事業所が直接雇用する従業員のうち、次のいずれかに該当する者です。
(3) 「その他」にはアルバイト等、他の項目に当てはまらない形態の人数を記入してください。

② 令和3年3月の新規学卒者の採用計画はありますか。(1つだけに○)

1. ある 2. ない 3. 未定

↓※ 1. に○をした事業所は②-1の質問にお答えください。

②-1 学卒ごとの採用予定人数をご記入ください。

1. 高校卒 人 2. 専門学校卒 人 3. 短大卒(含高専) 人 4. 大学卒 人

設問6) 高年齢者の雇用についてお答え下さい。

① 60歳以上の高年齢者を雇用していますか。(どちらかに○)

1. 雇用している 2. 雇用していない

↓※ 1. に○をした事業所は②、③の質問にお答えください。

② 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により高年齢者雇用措置(定年を65歳まで引き上げる、継続雇用制度の導入といった対応)が義務付けられていますが、貴事業所ではどの措置を講じましたか。(1つだけに○)

1. 定年の定めを廃止した 2. 定年を65歳以上に引き上げた 3. 再雇用など継続雇用制度を導入した

③ 高年齢者の労働条件は、60歳前と比べてどのようになりましたか。(それぞれ1~3の中で1つだけに○)

賃金			役職			仕事の内容			1日の労働時間			週の労働日数		
下 が 律 る に	な 変 わ ら い ら	よ 個 人 に	変 わ る	な 変 わ ら い ら	よ 個 人 に	変 わ る	な 変 わ ら い ら	よ 個 人 に	な 少 な く	な 変 わ ら い ら	よ 個 人 に	な 少 な く	な 変 わ ら い ら	よ 個 人 に
1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3

④ 令和3年4月1日施行予定の「改正高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、事業主に対して、高年齢者の70歳までの就業機会確保措置を講じる努力義務が設けられます(以下:「高年齢者就業確保措置」といいます。)。貴事業所では高年齢者就業確保措置の新設を把握していましたか。(どちらかに○)

1. 把握している 2. 把握していなかった

↓※ 1. に○をした事業所は⑤の質問にお答えください。

⑤ 高年齢者就業確保措置のために、貴事業所ではどのような措置を講じる予定ですか。(該当するすべてに○)

1. 70歳までの定年引上げ 2. 70歳までの継続雇用制度の導入(他事業主による場合を含む)
 3. 定年の廃止 4. 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
 5. 70歳まで継続的に事業主が実施する社会貢献に従事できる制度の導入
 6. 70歳まで継続的に事業主が委託・出資等する団体が行う社会貢献事業に従事できる制度の導入
 7. 努力義務であるので特に措置を講じる予定はない 8. 今後他社の対応等の情報収集をしながら考えたい

設問7) 新型コロナウイルス感染拡大による影響についてお答え下さい。

① 新型コロナウイルス感染拡大による貴事業所の経営への影響についてお答えください。(該当するすべてに○)

1. 労働力の不足 2. 労働力の過剰 3. 資材・部品・商品等の調達・仕入難 4. 売上高の減少
 5. 取引先・顧客からの受注減少 6. 営業活動等の縮小 7. 運転資金等の資金繰り難 8. 休業の実施
 9. 受注や売上高が増加した 10. 特に影響はない 11. その他()

② 新型コロナウイルス感染拡大による貴事業所の従業員等の雇用環境の変化について、お答えください。(該当するすべてに○)

1. 休職・教育訓練をしてもらった従業員がいる 2. 労働日数を減らした従業員がいる
 3. 子の学校等休校のため休んだ又は遅刻・早退をした従業員がいる
 4. 事業休止・縮小により解雇した又は雇止めした従業員がいる 5. 採用した従業員の入社日を遅らせた
 6. 採用予定者の内定を取り消した 7. 従業員を採用した 8. 賃金(賞与)を削減した
 9. 賃金(賞与)を引き上げた 10. 特に変化はない 11. その他()

③ 新型コロナウイルス感染拡大への対策として、貴事業所で実施した従業員の労働環境の整備について、お答えください。(該当するすべてに○)

1. テレワークの導入 2. 時差出勤の導入 3. 時短勤務の導入 4. 臨時手当等の支給
 5. 就業規則の見直し 6. 特に整備していない 7. その他()

④ 新型コロナウイルス感染拡大により、貴事業所が従業員の雇用維持等のために活用(申請)した助成金についてお答えください。(該当するすべてに○)

1. 雇用調整助成金 2. 働き方改革支援助成金 3. 小学校休業等対応助成金 4. 持続化給付金
5. ものづくり補助金 6. 活用していない 7. その他()

※ 特別定額給付金等の従業員個人へ給付されるものについては、除いてご回答ください。

設問 8) 賃金改定についてお答えください。

① 令和2年1月1日から令和2年7月1日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。(1つだけに○)

1. 上げた 2. 下げた 3. 今年は実施しない(凍結)
4. 7月以降引上げる予定 5. 7月以降引下げる予定 6. 未定

※ 1. ~ 3. に○をした事業所は下記の①-1の質問にお答えください。

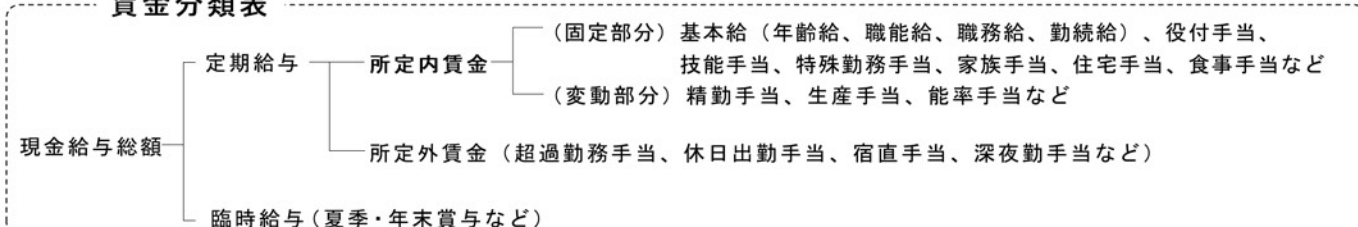
①-1 賃金改定(引上げ・引下げ・凍結)を実施した対象者の総数と従業員1人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金(通勤手当を除く)及び平均引上げ・引下げ額をご記入ください。ご記入の際は下記の〔注〕をご参照ください。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

対象者総数	従業員1人当たり(月額)		
	改定前の平均所定内賃金 (A)	改定後の平均所定内賃金 (B)	平均引上げ・引下げ額 (C)
人	円	円	円

〔注〕(1) 「改定前の平均所定内賃金(A)」「改定後の平均所定内賃金(B)」「平均引上げ・引下げ額(C)」の関係は次のとおりです。

- ・「1. 上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はプラス額になります。
- ・「2. 下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はマイナス額になります。
- ・「3. 今年は実施しない(凍結)」事業所は、(B)-(A)が同額になりますので、「平均引上げ・引下げ額(C)」は「0」になります。
- (2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者です(1ページ目の設問1の「従業員数」とは必ずしも一致しなくても結構です)。
- (3) パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、退職者などは除いてください。
- (4) 臨時給与により賃金改定した場合は、上記賃金に含める必要はありません。
- (5) 「所定内賃金」については、下表を参考にしてください。

賃金分類表



※ ①において1. または4. に○をした事業所及び臨時給与を上げた事業所は②、③の質問にお答えください。

② 賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の内容についてお答えください。(該当するすべてに○)

1. 定期昇給 2. ベースアップ 3. 基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)
4. 諸手当の改定 5. 臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ

〔注〕(1) 「定期昇給」とは、あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいいます。また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含みます。

(2) 「ベースアップ」とは、賃金表の改定により賃金水準を引上げることを行います。

③ 貴事業所では、今年の賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の決定の際に、どのような要素を重視しましたか。(該当するすべてに○)

1. 企業の業績 2. 世間相場 3. 労働力の確保・定着 4. 物価の動向 5. 労使関係の安定
6. 親会社又は関連会社の改定の動向 7. 前年度の改定実績 8. 賃上げムード 9. 消費税増税
10. 重視した要素はない 11. その他()

設問 9) 労働組合の有無についてお答えください。(どちらかに○)

1. ある 2. ない

◎ お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないか再度お確かめのうえ、7月20日までにご返送ください。